

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」フォローアップ

平成17年6月28日  
犯罪対策閣僚会議

# 目 次

第1	平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止	1
第2	社会全体で取り組む少年犯罪の抑止	22
第3	国境を越える脅威への対応	35
第4	組織犯罪等からの経済、社会の防護	51
第5	治安回復のための基盤整備	76

施策名	省庁名	実施状況
第1 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止		
1 地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現		
<p>自主防犯活動に取り組む地域住民、ボランティア団体の支援</p>	<p>警察庁</p> <p>総務省 消防庁</p> <p>総務省</p> <p>海上保安庁</p>	<p>平成16年度、(財)全国防犯協会連合会が実施する研修等を内容とする「防犯ボランティア活性化事業」に協力して、防犯ボランティアリーダーの育成による自主防犯活動の活性化を行っている。</p> <p>平成16年6月に自主防犯活動を活性化するための施策の全体像を示すものとして取りまとめた「犯罪に強い地域社会再生プラン」及び同年11月に発出した「犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・強化について」に沿って、各都道府県警察において、自主防犯活動の支援、活性化のための施策を推進している。</p> <p>平成17年度において、活動拠点を中心とした自主防犯活動を支援するための「地域安全安心ステーション」モデル事業を、総務省消防庁、文部科学省の行う事業と連携しつつ、全国100地区で実施している。</p> <p>平成17年度において、「地域安全安心ステーション」モデル事業に係る予算(225百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、自主防犯活動の情報提供に係る予算(4百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、地域住民等の自主防犯活動の強化のため、警察庁職員(2名)の増員を措置した。</p> <p>「地域安全安心ステーション整備モデル事業」を警察庁と連携のもと推進し、地域ニーズに根付いたコミュニティ防犯・防災活動の支援及び活性化を行っている。平成17年度においては、21百万円の予算を措置し、モデル事業実施100団体を選定し評価・検証を行うこととしており、全国的な施策展開に向けた取り組みを進める。</p> <p>地域安全安心情報ネットワーク構築事業として、インターネットや携帯電話等を活用して住民が地域の安心安全情報を共有する「地域安全安心情報共有システム」を開発実証しているところであり、開発したシステムは、17年度より、活用を希望する地方公共団体に対して無償配布を行い、地域の安心安全の確立への取り組みを支援している。</p> <p>わがまちづくり支援事業として、住民が中心となって考え、主体となって行う地域づくりを推進し、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取り組みへの市町村の支援に対して、地方財政措置を講じる。</p> <p>海の情報提供ボランティア組織「海守」等による沿岸監視等の活動に対し、一層の活発化を支援することで、犯罪の未然防止等に努めている。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁 総務省	平成17年度地方財政計画において、地域住民やボランティア団体が行う犯罪抑止活動への支援に要する経費を措置(治安維持特別対策経費300億円程度の内数)。
自主防犯活動のノウハウの全国的共有	警察庁	平成16年9月、(財)全国防犯協会連合会及び特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルスをはじめ、各防犯ボランティア団体の協力を得て、全国各地で行われている自主防犯活動の事例やその活動に対する支援事例等の官民の協力関係を収集した「地域住民・ボランティア団体活動事例集」を作成し、警察庁ホームページに掲載したほか、都道府県警察、(財)全国防犯協会連合会等を通じ、地域住民、自治体等へ配布、紹介した。 (再掲)平成17年度において、自主防犯活動の情報提供に係る予算(4百万円)を措置した。 (再掲)平成17年度において、地域住民等の自主防犯活動の強化のため、警察庁職員(2名)の増員を措置した。
国民への犯罪情報・地域安全情報の提供	警察庁 総務省	(再掲)平成16年度、(財)全国防犯協会連合会が実施する研修等を内容とする「防犯ボランティア活性化事業」に協力して、防犯ボランティアリーダーの育成による自主防犯活動の活性化を行っている。 (再掲)平成16年6月に自主防犯活動を活性化するための施策の全体像を示すものとして取りまとめた「犯罪に強い地域社会 再生プラン」及び同年11月に発出した「犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・強化について」に沿って、各都道府県警察において、自主防犯活動の支援、活性化のための施策を推進している。 (再掲)平成17年度において、活動拠点を中心として自主防犯活動を支援するための「地域安全安心ステーション」モデル事業を、総務省、消防庁、文部科学省の行う事業と連携しつつ、全国100地区で実施している。 (再掲)平成17年度において、「地域安全安心ステーション」モデル事業に係る予算(225百万円)を措置した。 平成17年度地方財政計画において、地域住民への防犯情報の提供に要する経費を措置(治安維持特別対策経費300億円程度の内数)。
国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進	内閣官房 内閣府	治安対策を年間を通じて内閣の重点広報テーマとして位置付け、関係府省による広報連絡会議(課長級)を開催するとともに、良好な治安の維持に向け政府が行う施策のみならず、国民一人一人や地域社会が犯罪抑止のための活動に参画するよう啓発することについて、政府広報等を活用した重点的な広報を実施している。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>ひたくり被害防止、侵入犯罪被害防止、自動車盗難防止、スローカー被害防止、子どもが被害者となる犯罪の防止などの内容について、関係団体と連携したポスターの作成、ホームページの作成、政府広報等の広報啓発活動を実施し、その普及を図っている。</p> <p>平成16年10月11日～20日までの10日間、全国地域安全運動を実施し、関係機関・団体と連携し、地域安全活動の一層の浸透と定着を図った。</p> <p>(再掲)平成16年6月に自主防犯活動を活性化するための施策の全体像を示すものとして取りまとめた「犯罪に強い地域社会再生プラン」及び同年11月に発出した「犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・強化について」に沿って、各都道府県警察において、自主防犯活動の支援、活性化のための施策を推進している。</p> <p>(再掲)平成17年度において、活動拠点を中心として自主防犯活動を支援するための「地域安全安心ステーション」モデル事業を、総務省、消防庁、文部科学省の行う事業と連携しつつ、全国100地区で実施している。</p> <p>(再掲)平成17年度において、「地域安全安心ステーション」モデル事業に係る予算(225百万円)を措置した。</p> <p>(再掲)平成17年度において、自主防犯活動の情報提供に係る予算(4百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、全国地域安全運動に係る予算(16百万円)を措置した。</p> <p>(再掲)平成17年度において、地域住民等の自主防犯活動の強化のため、警察庁職員(2名)の増員を措置した。</p>
	法務省	<p>平成16年度中に検察当局では、移動教室、出前教室及び刑事裁判傍聴等の広報活動を901回実施している(参加人数約2万7562人)。</p> <p>「検察の歩み」に関するパネル展を福岡・広島・神戸で実施している。</p> <p>平成16年度までに全国9地検に検察広報官を設置していたが、平成17年4月から2地検に増設した。</p> <p>法務省の主唱に基づき、“社会を明るくする運動の”一環として、小中学生による作文コンテスト、広報ビデオを活用したフォーラム、ミニ集会、講演会等、犯罪や非行の予防を目的とした多数の行事が全国各地で行われている。</p> <p>平成17年度において、これら地域活動の一層の推進等のため、13百万円を措置した。</p>
犯罪対策に関する条例制定の支援	警察庁	<p>都道府県が検討しているいわゆる「安全なまちづくり条例」その他の条例について、都道府県からの質問に対し、助言を行うなどの支援を行っている。</p>
	法務省	<p>検察当局において、罰則の定めのある条例立案に必要な助言を行っている。</p>

施策名	省庁名	実施状況
民間事業者との連携による防犯対策の推進	警察庁	防犯関連の民間事業者に対し、犯罪情勢等の情報を提供し、情報交換を図るとともに、防犯設備士等の専門家を防犯教室に招くなどの取組みをするよう、都道府県警察に対し指導を行っている。
	警察庁 経済産業省 国土交通省	侵入犯罪の防止を図るため、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を設置し、建物部品の防犯性能試験を実施試験結果に基づき、「防犯性能の高い建物部品目録」を公表し、ホームページに記載。また、普及促進のため、試験合格品が共通して使用できる標章を定めた。同会議では17年度も試験を継続し、目録を更新。
生活安全産業としての警備業の育成と活用	警察庁	警備業者の専門的な指導教育体制を高め、また、警備員の検定をより普及させること等を内容とする警備業法の一部を改正する法律を第159回通常国会に提出し、平成16年5月に成立した(5月26日公布、公布の日から起算して1年6月を越えない範囲内において政令で定める日から施行)。 警備業法の一部を改正する法律が成立し、平成17年度から新制度の運用が開始されることに伴い、平成17年度において、警備業務の区分ごとの警備員指導教育責任者に対する講習、検定試験及び資格審査等において必要な、警備業務における高度な業務知識・技能を有する専門家の養成等に係る予算(6百万円)及び契約締結前後の書面交付等警備業務の依頼者の保護に関する広報・啓発活動等に係る予算(13百万円)を措置した。
事業者、施設管理者による自主警備の促進	警察庁	イラク情勢、スペイン・マドリードにおける連続列車爆破テロ事件等を踏まえ、関係省庁に対して、関係事業者等に対する指導を要請している。 大規模イベント施設、高層ビル、地下街等、多数の者が来集する施設について、事業者に対し自主警備の更なる強化を要請するとともに、巡回・職務質問等の強化、自主警備に関する指導・助言を行う旨、都道府県警察に指示している。 雑踏事故の防止に関する指針等を踏まえ、行事等の主催者に対する指導、実地調査、関係機関との協力、実施計画の作成等の事前措置を講ずるよう指導しているとともに、雑踏警備の責任者に対しては、研修会等を毎年開催し、雑踏事故防止に関する指導教養の徹底を図っている。
	警察庁 国土交通省	平成16年4月に発生した羽田空港侵入事件を受けて、空港における自主警備の強化、フェンス、ゲート等の空港施設の強化、緊急事態発生時の連絡体制の強化等の対策を引き続き講じているほか、空港防護保安対策会議を開催し、連携して施策を推進している。
「空き交番」の解消と交番機能の強化	警察庁	警察庁から示した指針(「治安情勢に対応した交番機能の強化について」(平成15年12月25日付け通達))に基づき、都道府県警察において交番勤務員の増配置、交番の配置見直し、交番相談員の活用等により交番勤務員の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」を解消するために策定した3か年計画を推進している。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁 総務省	平成17年度地方財政計画において、交番相談員の配置及びテレビ電話システムの整備に要する経費を措置(治安維持特別対策経費300億円程度の内数)。
警察の街頭活動の強化と「見て見ぬふりをしない」社会 気運の醸成	警察庁	街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策に基づき、平成17年においても各都道府県警察において新規計画の策定、見直しを行い、街頭犯罪・侵入犯罪抑止の推進を図っている。 平成17年における街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針として、秩序違反行為の取締りを具体的施策例の1つとして改めて掲げ、その推進を図っている。 平成17年11月、「平成17年における街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針」を全国警察に示し、引き続き平成17年における総合対策を強力に推進している。 平成16年12月、犯罪の多発する時間帯・地域を重点に地域の実態に即したパトロールを実施するなど街頭活動を強化するよう都道府県警察に改めて指示し、犯罪の抑止及び検挙を図っている。 平成17年度において、街頭犯罪捜査体制強化に伴う資器材の整備に係る予算(279百万円)を措置した。
地域に密着した検察活動の推進	法務省	検察当局において、警察等の関係機関や地域住民等と連携し、地域の犯罪情勢を分析するとともに、特定地域で社会問題化している犯罪等に対し、警察等と連携し、的確かつ厳正な事件処理の実現に努めている。 検察当局において、当該地域の犯罪情勢の実態を公判で適切に立証し、これを反映した科刑の実現に努めている。 平成17年度において、地域の犯罪情勢等を踏まえた検察活動を推進するため、104,606百万円を措置した。
緊急通報を行った携帯電話等の位置を特定するシステムの導入等	警察庁	緊急通報システム(HELP)による緊急通報に際して位置情報を警察で把握するために必要な、データ通信を利用した緊急通報の受理システムを整備し、全都道府県で運用中。
	警察庁 総務省	携帯電話からの緊急通報の発信者位置情報通知機能に係る技術的条件について、情報通信審議会(総務省)において緊急通報受理機関、携帯電話事業者等が参加して平成16年6月末に取りまとめ、緊急通報受理機関における運用開始の目標を平成19年4月とした。
放火・連続放火から我がまちを守るための対策の推進	消防庁	平成17年春季全国火災予防運動(平成17年3月1日～7日)において「放火火災・連続放火火災予防対策の推進」を重点目標とし、「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上について全国的に対策実施。 放火対策機器の設置が放火火災防止に有効であることから、当該機器の普及促進を目的として放火監視機器(放火対策機器)に係る技術上のガイドラインを策定。 連続放火の発生している消防本部において、平成16年度に開発を行った放火対策機器(放火監視カメラ)の設置(2消防本部に追加設置を予定)を行い、運用等に関するノウハウを収集。 平成17年度予算において「客観的評価手法を活用した放火火災防止対策の普及促進に関する検討」に要する経費(12百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
犯罪の発生しにくい道路、公園、駐車場等の整備・管理	警察庁	都道府県警察において、駐車場、公園及び公衆便所における犯罪発生場所の構造、設備等の分析等を行うとともに、地方公共団体と協働して、防犯灯や歩車道分離柵の整備等の取組みを推進している。 平成17年度において、犯罪高密度地区に対する犯罪抑止対策として、街頭緊急通報システム等の整備に係る予算(260百万円)を措置した。
	国土交通省	関係省庁が防犯まちづくり関係省庁協議会を設置してとりまとめた「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」(平成15年7月24日)の着実な実施を図ることにより、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公共施設等の整備・管理の普及を促進。
防犯灯の整備促進と機能の高度化	警察庁	(再掲)平成17年度において、犯罪高密度地区に対する犯罪抑止対策として、街頭緊急通報システム等の整備に係る予算(260百万円)を措置した。
	警察庁 総務省	(再掲)平成17年度地方財政計画において、地域住民やボランティア団体が行う犯罪抑止活動への支援に要する経費を措置(治安維持特別対策経費300億円程度の内数)。
金融機関、コンビニその他の犯罪に遭いやすい店舗、事業所の防護	警察庁 経済産業省	深夜におけるコンビニでの強盗事件が多発している状況を踏まえ、警察庁では、経済産業省及び関係業界団体と「コンビニエンスストア・スーパーマーケット強盗防犯対策会議」を開催して、平成15年12月、「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」を策定し、これに基づく防犯措置を講ずるよう業界団体に対し、要請を行っている。 平成16年8月に「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」の周知・履行状況を調査し、その結果を踏まえて、業界団体に対して各店舗への防犯指導の徹底、防犯訓練の実施などを指導している。
防犯性能の高い建物部品や設備の開発・普及	警察庁	平成16年4月、いわゆるピッキング対策法に基づく指定建物錠の防犯性能表示制度を開始した。 平成16年度において、ピッキング対策法の施行等のため、防犯性能の高い建物錠等の開発・普及促進等に関するポスターやホームページの制作等による国民への広報啓発を行った。 平成17年度において、ピッキング対策法の施行等のため、防犯性能の高い建物錠等の開発・普及促進等に係る予算(15百万円)及び建物錠に対する高度な知識・技能を有する専門家の養成に係る予算(2百万円)を措置した。
	警察庁 国土交通省 経済産業省	(再掲)侵入犯罪の防止を図るため、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を設置し、建物部品の防犯性能試験を実施試験結果に基づき、「防犯性能の高い建物部品目録」を公表し、ホームページに記載。また、普及促進のため、試験合格品が共通して使用できる標章を定めた。同会議では17年度も試験を継続し、目録を更新。

施策名	省庁名	実施状況
防犯に配慮した戸建住宅、マンション等の普及	警察庁	各都道府県におけるいわゆる「安全なまちづくり条例」において、住宅等の建設に当たっての防犯への配慮等が盛り込まれる例が出ており、これらを受けて策定された指針等に基づき、各都道府県警察において、防犯に配慮した住宅の普及に必要な協力を行っているところである。
	国土交通省	防犯に配慮した住宅の普及を促進するため、住宅性能表示制度において、防犯に関することとして、開口部の侵入防止対策を性能表示事項に追加し、平成18年4月より施行予定。(現在、告示改正のパブリックコメントを実施中)
	警察庁 国土交通省	「共同住宅に係る防犯上の留意事項」に基づく「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を図る。 共同住宅の建物全体の防犯性能を評価する基準を関係団体とともに検討中。
学校等の安全対策の推進	警察庁	平成16年1月に、平成15年中の小学校への侵入事案等、対策の推進状況を公表し、文部科学省、教育委員会等との緊密な連携のもと、施設面での安全管理の促進、防犯訓練、防犯指導の推進、通報連絡体制の確立等を推進している。 平成17年2月に、平成16年中の小学校への侵入事案等、対策の推進状況を公表し、文部科学省、教育委員会等との緊密な連携のもと、施設面での安全管理の促進、防犯訓練、防犯指導の推進、通報連絡体制の確立等を推進している。
	文部科学省	平成17年度において、安全対策に資する、低学年教室や管理諸室等の配置換えに伴う改造経費、門やフェンス等の設置や改修に要する経費及びその他安全確保に関する必要な一定規模以上の工事費に対して、従来の大規模改造事業として補助を行うため、「公立学校施設における安全管理対策」について3,047百万円の内数を措置した。 平成17年度において、私立高等学校等施設高機能化整備費補助金等により門やフェンス、防犯システム等の学校施設の安全管理に必要な工事等に対する補助を実施するため、「私立学校施設における安全管理対策」について914百万円の内数を措置した。 平成17年度において、各学校の安全管理について、継続的な取組を推進するため、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業や防犯教室の推進、学校施設の安全対策推進事業等を総合的に実施する「子ども安心プロジェクト」に係る予算(1,029百万円)を措置した。
2 犯罪防止に有効な製品、制度等の普及促進		
自動車盗難防止装置の普及	警察庁	イモビライザが搭載された盗難自動車の手口分析を行い、その分析結果を、より盗難被害に遭いにくい装置の開発に資するため(社)日本自動車工業会に提供している。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁 経済産業省 国土交通省	平成16年5月に、自動車盗難情勢についてとりまとめるとともに、自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチームにおいて、イモビライザの効果検証を行ったほか、「イモビライザ等盗難防止装置の装着義務付けの検討」等を内容とした自動車盗難等防止行動計画の改定を行った。同プロジェクトチームにおいて、引き続きイモビライザ等盗難防止装置の義務付けの検討を進めている。 平成17年4月に、自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチームにおいて、「防盜性能評価制度導入の検討」を内容とした自動車盗難等防止行動計画の改定を行った。
道路運送車両法に基づく審査、検査等の厳格な運用	国土交通省	運輸支局等は、平成13年12月から登録事項等証明書交付及び自動車検査証再交付の際、また平成17年1月から開始した二輪の小型自動車の検査記録事項等証明書交付の際に、運転免許証等の提示を求めて申請者等の本人確認を実施している。また、平成15年8月から自動車の保管場所の確保等に関する法律等を悪用した不正な登録(いわゆる車庫とばし)が行われないう厳格な審査を行っている。
	警察庁 国土交通省	平成16年5月に、自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチームとして、自動車盗難等防止行動計画の改定を行い、登録事項等証明書の交付等に当たっての厳格な運用に努めるとともに、検査登録の審査業務を通じた不審案件への対応機能を強化している。
ナンバープレートの盗難及び悪用の防止	国土交通省	平成16年9月から、封印を引き抜こうとすると上部が円形に切り取られ、再使用できなくなる新型封印の導入を開始した。
	警察庁 国土交通省	平成16年5月に、自動車盗難等防止に関する官民プロジェクトチームにおいて、自動車盗難等防止行動計画の改訂を行い、ナンバープレートの盗難及び悪用の防止等について検討を進めている。
自動車ナンバー自動読取システムの整備活用	警察庁	平成17年度において、盗難自動車の発見や自動車を利用した重要犯罪の捜査に活用するため、自動車ナンバー自動読取システムの整備費等に係る予算(3,752百万円)を措置した。
	国土交通省	平成16年4月から、盗難にあったナンバープレートについては再交付を行わないよう運輸支局等に徹底している。

施策名	省庁名	実施状況
盗難車両に関する情報共有の推進・効率化	警察庁	古物営業法施行規則の一部を改正し、都道府県公安委員会の承認を受けた法人その他の団体(盗品売買等防止団体)に対し、都道府県公安委員会が盗品等に関する情報の提供を行うこととした(平成17年1月1日施行)。 自動車盗難等防止に関する官民プロジェクトチームにおいて、盗難車両の売買防止等に資するよう、盗難車両に関する情報を警察部外に提供する仕組みについて、検討を進めている。
	警察庁 国土交通省	平成16年7月から、盗難自動車の情報を国土交通省に提供している。(警察庁) 平成16年7月より、警察庁から盗難自動車情報の提供を受け、これを自動車登録検査業務電子情報処理システムに記録し、盗難車の不正な登録の防止に努めている。(国土交通省)
	警察庁 財務省	盗難自動車の不正輸出の防止を推進するため、盗難自動車の情報を警察庁から財務省(税関)へ提供している。
	警察庁 総務省 法務省	警察庁、法務省において総務省と協議し、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会には回答義務があることを確認した上で、各市町村が有する原動機付自転車に関する所有者情報については、回答しても地方税法上の守秘義務違反には当たらない旨の解釈を明確にし、17年3月、総務省から各地方団体へ所要の通知をした。
自動二輪車・原動機付自転車の盗難の防止	警察庁	関係機関が実施する自動二輪車、原動機付自転車盗難の調査・研究などについて、犯罪情報を提供するなどの協力を図ることで、盗難防止対策を推進している。 (再掲)古物営業法施行規則の一部を改正し、都道府県公安委員会の承認を受けた法人その他の団体(盗品売買等防止団体)に対し、都道府県公安委員会が盗品等に関する情報の提供を行うこととした(平成17年1月1日施行)。 (社)全国二輪車安全普及協会等と連携し、自動二輪車、原動機付自転車販売店の協力を得て、利用者に対する広報啓発のほか、グッドライダー・防犯登録の登録率向上を図っている。(登録率H15.10 14.3 H16.10 17.4)
自転車の盗難の防止と被害回復の促進	警察庁	市町村が撤去した放置自転車についての市町村からの照会に対する情報提供の迅速・効率化について、都道府県警察を指導をしている。 各都道府県警察において、自転車軽自動車商協同組合、防犯協会等と連携し、自転車販売店の協力を得て、防犯登録の登録率の向上を図るための広報啓発等の取組みをしている。

施策名	省庁名	実施状況
自動販売機荒し対策の推進	警察庁 経済産業省	<p>平成16年4月、日本自動販売機工業会による、自販機販売業者等を対象に自販機堅牢化基準のポイントを示した「自販機の破壊・盗難防止(ブロック・ザ・自販機ねらい!)」と題するリーフレットの作成に関し、犯罪情報を提供するなどの協力をし、破壊・盗難に強い自販機の普及を推進している。</p> <p>平成8年8月に自動販売機工業会が自動販売機荒し等の犯罪行為を未然に防止する自動販売機の堅牢化に関する技術基準を制定し、新たに製造する自動販売機に適用。技術基準については、自動販売機荒し等の実態調査を踏まえ、その後、二度の改訂を実施。(直近では平成15年3月)。その後に製造された自動販売機に順次適用しているところ。</p> <p>平成16年12月、警視庁と(社)全国清涼飲料水工業会、日本自動販売機工業会、(社)日本たばこ協会が連携し、警視庁管内の自動販売機ねらいが多発している地区において、「自販機犯罪通報システム」の試験的運用を開始し、その運用結果を踏まえ、全国への展開を検討している。</p>
万引きの防止	警察庁	<p>経営者等による自主防犯対策としての防犯カメラ等防犯設備の設置、警備員の配置等が一層推進されるよう、都道府県警察において防犯指導を強化している。また、学校等と連携した少年に対する指導、処分先となる新古書店に対する本人確認の励行の指導等の対策を推進している。</p>
	経済産業省	<p>書籍、レコード、CD、DVDの万引きに対応するため、平成16年度、書籍業界並びにレコード、CD、DVD業界が無線ICタグ技術を活用し、販売店における未会計の商品の持ち出しや中古業者における未会計の書籍の持ち込みを検知することができるモデルシステムの実証実験を行った。</p>
クレジットカード、通貨、公文書等の偽造・変造対策の推進	警察庁	<p>通貨偽造防止等の観点から、通貨の発行当局、業界団体等と継続的な情報交換を行っている。</p> <p>平成16年11月1日の新しい日本銀行券の発行に際し、日本銀行と連携し、コンビニエンスストア・スーパーマーケット、鉄道、航空、タクシー会社等の業界団体に対し、新しい日本銀行券の特徴の周知と通貨の授受の際における真贋の確認励行並びに偽造日本銀行券発見時の早期通報を要請した。</p> <p>全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会等と協力し、加盟店及び会員への注意喚起、不正使用対策の検討等を実施するとともに、クレジットカードの偽造・変造事犯等の取締りを強化している。</p> <p>平成16年12月6日、金融機関関係団体に対して、キャッシュカードのICカード化の普及促進、ATMにおける取引額の制限等を、クレジットカード関連団体に対してクレジットカード等のICカード化等の推進、加盟店に対する被害の防止のための活動の推進等を、それぞれ要請した。また、平成17年2月22日、金融機関関係団体に対して、ATMにおける払出回数等の設定等を要請した。</p> <p>警察庁のホームページに、「にせ札(偽造日本銀行券)にご注意」(平成17年1月21日)、「偽造新500円貨にご注意」(平成17年2月9日)を掲載し、注意喚起を行っている。</p> <p>平成17年度において、通貨偽造対策のため、通貨偽造発見届出者に対する協力謝金のための予算(17百万円)及びクレジットカード犯罪対策資機材の整備に係る予算(10百万円)を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	経済産業省	クレジット関係業界に対し、クレジットカードのICカード化及びICカードの受け入れのためのインフラ整備を推進するよう要請してきている。
	財務省 警察庁	平成16年12月末から偽造旧1万円券が大量に発見されている状況を受けて、警察庁、財務省及び日本銀行の関係部局長の連名で、日本自動販売機工業会等関係団体に対して、新券の流通促進による偽造銀行券の抑制の観点から、現金取扱機器における新券対応の促進について、協力要請を行った。
	財務省 警察庁 金融庁	平成17年1月末から3都県(福岡、熊本、東京)の郵便局等において偽造新500円貨が大量に発見されたことを受けて、警察庁、財務省、金融庁、日本銀行、日本郵政公社、日本自動販売機工業会等の当該事件に関係の深い関係省庁等で構成された「偽500円貨に係る関係省庁等連絡会議」での検討を踏まえ、警察庁、金融庁及び財務省は各般の施策をとりまとめ、偽造対応策を発表した。
	警察庁 金融庁	警察庁、金融庁及び全国銀行協会による会議を開催するなどし、偽造キャッシュカード等による被害防止のための対策を検討している。
	金融庁	偽造キャッシュカード問題に関する実態調査を行い、その結果を平成17年2月22日に公表。当該調査結果等を踏まえ、金融関係団体に対し、犯罪防止策、犯罪発生後の対応を要請した。 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループにおいて、偽造キャッシュカード被害に対する補償のあり方について、平成17年3月31日に中間とりまとめを公表し、同年6月24日、偽造・盗難キャッシュカード被害発生への被害発生への予防策、被害拡大の抑止策等を中心とする最終報告書を公表した。
盗難通帳等による払出し対策の推進	警察庁 金融庁	警察庁、金融庁及び全国銀行協会による会議を開催するなどし、盗難通帳等による払出し防止のための対策の実施している。
	金融庁	盗難キャッシュカードについて、偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループにおいて、盗難キャッシュカード被害に対する補償のあり方について、平成17年5月13日に第2次中間とりまとめを公表し、同年6月24日、偽造・盗難キャッシュカード被害発生への被害発生への予防策、被害拡大の抑止策等を中心とする最終報告書を公表した。

施策名	省庁名	実施状況
預金口座の不正利用防止対策の推進	警察庁	<p>犯罪に使用された預金口座に対しては、迅速な口座凍結を依頼するよう都道府県警察に指示している。</p> <p>金融機関等に対し、適切に口座の利用停止等の措置が講じられるよう申し入れを実施している。</p> <p>平成17年度において、振り込め詐欺等の匿名性の高い知能犯罪に対応するため、広域知能犯罪対策用資機材の整備に係る予算(32百万円)及び対策用指揮車の整備に係る予算(72百万円)を措置した。</p>
	金融庁	<p>当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、当該口座が設置されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施している。</p>
	警察庁 金融庁	<p>警察庁、金融庁及び全国銀行協会による会議を開催するなどし、預金口座の不正利用防止のための対策の検討を実施している。</p>
	警察庁 金融庁 法務省	<p>議員立法により「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が改正され(平成16年12月3日成立、同月10日公布、同月30日施行)、預貯金通帳等の売買等が処罰されることとなり、検察、警察が連携しつつ、同法等の法令を駆使し、預金口座の不正利用の防止に努めている。</p>
本人確認の徹底	警察庁	<p>いわゆるオレオレ詐欺やヤミ金融事犯に対処するため、金融機関に対し、本人確認の徹底を要請しているほか、万引きした書物の処分先となっている新古書店等についても、本人確認の徹底を要請している。</p> <p>「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」の制定を受け(5月5日施行)、被害拡大防止のための警察署長による契約者確認や携帯電話の匿名貸与営業等の取締り等を推進している。</p>
	金融庁	<p>平成15年7月の金融団体との会議等において、本人確認の徹底について適切な対応をとるよう周知徹底を図ったところであり、引き続き本人確認法の制度、主旨を記載したリーフレットの作成やホームページへの掲載等、その徹底を図っている。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	総務省	<p>携帯電話事業者各社に対し、プリペイド式携帯電話の販売時における本人確認の徹底について要請を行い、携帯電話事業者各社においては、平成16年12月までに、代理店店頭における本人確認実施後すぐに使える方式から、事業者において契約者情報を確認後に使用を可能とする方式に切り替えた。</p> <p>総務省は携帯電話事業者各社等と協議を行い、携帯電話事業者各社においては、平成17年4月から、すべてのプリペイド式携帯電話について、その契約者情報を確認・登録し、契約者の確認ができない場合には利用を停止するという運用を開始している。</p> <p>平成17年4月に、犯罪に利用されることの多い匿名の携帯電話を排除するため、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」(平成17年法律第31号)が成立した。この法律においては携帯電話・PHS事業者に対して契約締結時・譲渡時の本人確認義務を課すとともに、契約締結時等において虚偽の氏名、住居等を申告する行為、携帯電話・PHS事業者の承諾なく業として有償で携帯電話・PHSを他人に譲渡する行為、借り主の氏名、連絡先等を確認しないで携帯電話・PHSを業として有償で貸与する行為等を処罰の対象としている。今後、同法の主務官庁として、周知活動を行うとともに、適切な運用に努めていく。</p>
犯罪に用いられるおそれのある各種物質の管理の徹底等	警察庁	<p>ガソリンの適正販売等について、関係業界団体等に要請した。</p> <p>平成17年3月、都道府県警察に対し、爆発物製造に用いられるおそれのある物質の適正な管理等に関する指示を行った。</p> <p>平成17年7月、都道府県警察の危険物業務、毒劇物事犯を担当している警察官及び警察職員を対象に、危険物事犯や毒劇物事犯捜査に必要な知識・技能の習得及び警察で運搬届出事務を行っている原子炉等規制法、放射線障害防止法、化学兵器禁止法の基礎知識を習得させるため、集合教養を実施する予定(15日間)。</p> <p>平成17年度において、毒劇物取扱者指導マニュアル等に係る予算(8百万円)を措置した。</p>
	消防庁	<p>「給油取扱所におけるガソリンの詰め替え行為について(平成15年9月19日付け消防危第101号)により、都道府県及び市町村に対して事業所・一般家庭においてガソリンを詰め替え、又は運搬を行う場合には消防法令に適合した容器を用いて行うことを周知する通知を都道府県・市町村宛発出した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	<p>平成17年度、日本原子力研究所(平成17年10月より、核燃料サイクル開発機構と統合し独法化予定)において、監視装置や出入管理装置、伝達及び表示装置、侵入防止用フェンスなどの核物質防護設備の更新や維持管理・点検保守等を行う。平成17年度において、核物質防護設備の更新や維持管理・点検保守等のため413百万円を措置している。</p> <p>平成17年度、核燃料サイクル開発機構(平成17年10月より、日本原子力研究所と統合し独法化予定)において、核拡散上機微な物質を取り扱っている施設につき、施設内の核物質の監視等や保障措置(IAEAへの活動状況の報告等)、核燃料物質の計量管理等を行う。平成17年度において、核拡散上機微な物質を取り扱っている施設について、施設内の核物質の監視等や保障措置(IAEAへの活動状況の報告等)、核燃料物質の計量管理のため一般会計6百万円、特別会計313百万円を措置している。</p> <p>平成17年度において、核物質防護に係る施設設計の基礎となる想定脅威に基づき、効果的・効率的に国内の核物質防護体制を整備・強化するための委託費(50百万円)及び核物質防護検査を行う検査官の新規増員(2名)の措置をした。</p>
	厚生労働省	<p>過酸化水素製剤等に係る適正な管理等の徹底について(平成17年3月29日付け薬食発第0329007号)により、爆破物原料に用いられるおそれのある毒物劇物等の適正な管理等について、周知・徹底を図った。</p> <p>毒物・劇物の指定及び流通・保管・管理等の推進を図るために、平成17年度において毒物劇物取締法施行費(13百万)を措置した。</p>
	経済産業省	<p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める特定物質の製造・使用を行う事業者等に対し、同法第33条に定める立入検査を行うとともに、米軍等によるイラク攻撃に際してなど折に触れて通知・依頼を行い、特定物質の管理の徹底を図っている。</p> <p>化学兵器転用のおそれのある化学物質の取扱について、事業者に対して悪用防止のための自主的な流通管理の徹底を要請。</p> <p>民間企業等の病原性微生物、毒素の保有・管理状況の調査を定期的に行うとともに、適切な管理を要請している。</p> <p>平成17年度において、化学兵器禁止条約に定める化学物質についての分析能力向上、国内外の産業での化学物質の製造・使用等の実態について調査・研究のため31百万円を措置した。</p>
	国土交通省	<p>平成17年度においては、放射性物質の輸送業務に係わる作業従事者等に対し放射性物質に関する基礎知識及び輸送に関連する規則、知識等の徹底を図るとともに輸送管理者等に対する専門的知識の徹底を図るため講習会(以下、本項において「講習会」)を開催している。</p>

施策名	省庁名	実施状況
重要無線通信妨害対策の推進	総務省	平成16年1月、電波法第110条の無免許で無線局を開設し、又はそれを運用することに対する罰金の上限額を50万円から100万円に改正した。
	警察庁 総務省 海上保安庁	毎年6月に電波利用保護旬間を設け、電波利用に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行うとともに、不法無線局の取締りを強化することとしている。
3 犯罪被害者の保護		
刑事手続における被害者対策の推進	内閣府	平成17年末を目途に、政府が総合的かつ長期的に推進すべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める犯罪被害者等基本計画を策定するための検討を行っている。
	警察庁	「被害者の手引」の配布、被害者連絡制度による情報提供を実施しているほか、性犯罪事件捜査における女性警察官の活用、被害者用事情聴取室の整備、指定被害者支援要員による付き添い支援等、捜査過程における被害者の負担を軽減するための施策を推進している。 平成17年度において、被害者の二次的被害の防止・軽減を図るため、被害者対策用車両の増強等に係る予算を(123百万円)及び遺体搬送等に係る予算(110百万円)を措置した。 平成17年度において、犯罪被害者の保護のため、刑事手続における被害者対策に係る予算(14百万円)を措置した。
	法務省	被害者等通知制度により、被害者等に 事件の処理結果などの通知 受刑者の出所情報の通知 再被害防止等のため、受刑者の釈放予定に関する情報の通知をしている。 民事訴訟等において被害回復の権利行使に必要と認められる場合の不起訴記録の弾力的な開示をしている。 更なる被害者等のための施策の在り方を検討するため、平成15年9月、「犯罪被害者のための施策を研究する会」を設置して調査・研究を進めている。
	海上保安庁	被害者への刑事手続きの概要説明、捜査の過程その他被害者等の救済、不安の解消に資すると認められる事項(捜査状況、被疑者の逮捕及び送致状況)の通知を行っている。 性犯罪捜査時における、被害者の心情に配慮した捜査活動(例:女性海上保安官による事情聴取)を実施している。 部署における事情聴取室の整備、代替室の確保を検討している。

施策名	省庁名	実施状況
被害者等に対する支援等の推進	内閣府	<p>(再掲)平成17年末を目途に、政府が総合的かつ長期的に推進すべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める犯罪被害者等基本計画を策定するための検討を行っている。</p> <p>犯罪被害者支援組織を含む民間非営利団体からの特定非営利活動促進法(NPO法)に基づく法人格の取得申請に対し、適切な対応を行うための施行体制の整備等を図っている。</p> <p>平成17年度において、NPO法の施行体制の整備等を図るため、予算 207百万円を措置した。</p>
	警察庁	<p>犯罪被害給付制度を適正に運用したほか、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置を推進するとともに、関係機関や民間被害者支援団体等との連携に努めるなど、被害者の様々なニーズに対応するための施策を推進している。</p> <p>平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を発出し、暴力団犯罪の被害者等の被害回復を図るため、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会と連携し、暴力団員等を相手方とする損害賠償請求訴訟等に対する支援に努めることとした。</p> <p>平成16年8月、「児童買春に係る被害児童に対する立直り支援の強化について」を発出し、児童買春に係る被害児童の立直り支援の措置について指示した。</p> <p>平成17年2月、「学期末・新学期における少年の非行・犯罪被害の防止と有害環境の浄化対策の推進について」を発出し、街頭補導等を通じた福祉犯被害少年の早期発見・保護とともに、再被害防止や立直り支援の推進について都道府県警察に指示した。</p> <p>平成17年度において、被害者やその遺族に対して経済的・精神的に支援するため、犯罪被害給付制度の運用等に係る予算(1,821百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、少年福祉犯罪対策打ち合わせ会議等に係る予算(6百万円)及び被害少年カウンセリングアドバイザー謝金等に係る予算(112百万円)を措置した。</p>
	法務省	<p>被害者支援員が全国の地方検察庁に配置されており、被害者からの相談への対応及び各種情報提供、法廷への案内・付添い、被害者支援機関等との連絡調整などを実施しているが、平成16年4月からは、大規模庁において、常時複数名を配置し、平成17年度においても、引き続き態勢を強化している。</p> <p>全国の地方検察庁に被害者ホットラインを設置している。</p> <p>平成17年度において、被害者対策の推進を図るため、156百万円を措置した。</p>
	文部科学省	<p>平成17年度において、事件、事故後の心のケアの問題等に取り組む「子ども安心プロジェクト」に係る予算(1,029百万円の内数)を措置した。</p> <p>平成17年度において、各都道府県・指定都市が、スクールカウンセラーを活用する際の諸課題についての調査研究事業を行うために必要な経費の補助を実施するため、「スクールカウンセラー活用事業補助」(4,222百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、小学校段階における不登校や問題行動などの未然防止・早期発見のため、「子どもと親の相談員」を配置するとともに、生徒指導体制の充実や関係機関との連携を推進する「生徒指導推進協力員」を新たに配置するため、「子どもと親の相談員の配置」等に係る予算(501百万円)を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	精神保健福祉センター、保健所等において、精神科医師、精神保健福祉士等が犯罪被害者を含む心のケアが必要な方々に対して精神保健福祉相談を行っている。
	海上保安庁	「被害者支援連絡協議会」へ参画し、被害者支援ネットワークの構築に寄与している。「犯罪被害者対策主任(仮称)」を管区本部、部署に配置し、捜査部門から独立した犯罪被害者支援体制の整備を検討している。(再掲)部署における事情聴取室の整備、代替室の確保を検討している。
犯罪被害に対する啓発活動の推進	内閣府	(再掲)平成17年末を目途に、政府が総合的かつ長期的に推進すべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める犯罪被害者等基本計画を策定するための検討を行っている。
	警察庁	職員に対して、被害者の立場・心情への配慮や具体的対応の在り方等についての教育を推進するとともに、民間被害者支援団体と連携しての広報啓発活動を実施したほか、広報用パンフレット、ポスター、犯罪被害者対策広報用ホームページ等による広報啓発を推進している。平成17年度において、警察の行う被害者対策について広報するため、広報用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成等に係る予算(13百万円)を措置した。平成17年度において、女性被害者犯罪防止対策経費等及び相談業務専科に係る予算(38百万円)を措置した。
	法務省	刑事手続や被害者等通知制度、犯罪被害者保護のための二法等を分かりやすく説明した被害者向けパンフレットを作成し、検察庁や警察署等において被害者に配布するとともに、法務省ホームページにも掲載している。
	文部科学省	(再掲)平成17年度において、事件、事故後の心のケアの問題等に取り組む「子ども安心プロジェクト」に係る予算(1,029百万円の内数)を措置した。
	厚生労働省	精神保健福祉センター、保健所、医療機関等の医師、保健師、精神保健福祉士等に対して、PTSD(心的外傷後ストレス障害)専門家の養成研修等を実施している。さらに、各都道府県・指定都市・中核市等へ研修修了者名簿を提供し、人材の有効活用を図っている。平成17年度においては、PTSD対策事業費16百万円を措置した。平成17年度も養成研修を実施予定。

施策名	省庁名	実施状況
	海上保安庁	<p>新たに採用した職員に対し、犯罪被害者の人格の尊重を含め、人権に関する教育を実施している。</p> <p>海上保安官に対する各種階層別研修において海上保安業務に関する行政と法と人権の関わりを教授し犯罪被害者等への配慮を推進している。</p> <p>犯罪被害者支援に係るマニュアルを作成・配布し海上保安官の犯罪被害者に対する意識向上を図ることとしている。</p> <p>犯罪被害者等施策につき海上保安庁ホームページへの掲載を検討している。(海上保安庁施策の案内、関係機関等のリンク等)</p>
被害者等の安全確保	内閣府	(再掲)平成17年末を目途に、政府が総合的かつ長期的に推進すべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める犯罪被害者等基本計画を策定するための検討を行っている。
	警察庁	<p>被害者との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロール等を強化したり、緊急通報装置を貸し出すなどの再被害防止措置を推進している。</p> <p>平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を発出し、暴力団犯罪等の被害者等に対する危害行為を防圧するため、暴力団・暴力団関係企業・暴力団員等の動向を十分に把握し、的確な保護対策を実施することとした。</p> <p>平成17年度において、被害者等の安全を確保するため、携帯用自動通報装置の購入に係る予算(30百万円)を措置した。</p>
	法務省	検察当局において、被害者等への報復等を動機とする犯罪など、被害者等の安全を脅かす犯罪について、厳正な処罰の実現に努めている。
	海上保安庁	<p>被害者の氏名等を推知されるような事項を被疑者その他の関係者に告げないよう配慮している。</p> <p>必要に応じ、部署と被害者等との緊密な連絡体制を構築する等、被害者等の安全確保策を講じている。</p>
ストーカー対策、配偶者からの暴力対策の推進	内閣府	<p>(再掲)平成17年末を目途に、政府が総合的かつ長期的に推進すべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める犯罪被害者等基本計画を策定するための検討を行っている。</p> <p>女性に対する暴力に関する専門調査会及び女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議の開催並びに女性に対する暴力をなくす運動をはじめとする広報啓発活動、女性に対する暴力に関する調査研究、ホームページを通じた配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ情報提供等を実施している。</p> <p>平成17年度、地方公共団体との連携強化、広報・啓発活動の強化、配偶者からの暴力に関する実態等の調査研究、配偶者からの暴力の被害者支援情報サイトの更新等のための女性に対する暴力に関する調査等経費(62百万円)及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正施行に伴う業務に係る増員(1人)を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>ストーカー事案や配偶者からの暴力事案に対しては、「女性・子どもを守る施策実施要綱」等に基づき、刑罰法令に抵触する事案については、被害者の意思を踏まえ、検挙等の措置を講じるとともに、抵触しない事案についても、適切な自衛・対応策の教示、関係機関の紹介、相手方への指導・警告などにより、事案に応じた適切な措置を講じるよう努めている。</p> <p>被害者保護のための住民票の閲覧や写しの交付の制限の在り方についてのガイドラインに基づき、平成16年5月、市町村との連携確保の在り方等について、都道府県警察に対し指示した。</p> <p>平成17年度において、ストーカー対策関連マニュアル等及びストーカー実務担当者専科に係る予算(10百万円)を措置した。</p>
	総務省	<p>総務省において、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者保護のための住民基本台帳閲覧、写しの交付に係るガイドライン研究会」を、平成15年11月から開催し、平成16年3月、研究会において報告書を作成した。総務省は、平成16年5月31日に、当該報告書に基づき、省令及び事務処理要領の改正を行った。これらに基づき、平成16年7月1日より、地方公共団体において統一的に支援措置が講じられた。</p>
	法務省	<p>検察当局において、受理したこれら事案について、厳正な捜査及び処理を行っている。</p>
	厚生労働省	<p>平成17年度において、配偶者からの暴力への対策を推進するため、婦人相談所(一時保護所)への同伴乳幼児の対応職員の配置(63百万円)、休日・夜間電話相談事業の実施(児童虐待・DV対策等総合支援事業費1,775百万円)、婦人相談所(一時保護所)及び母子生活支援施設などへの心理療法担当職員の配置(14百万円)、一時保護委託の実施(271百万円)、母子生活支援施設における広域入所の促進(8百万円)など、その対策費を措置している。</p>
	内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省	<p>平成16年3月には、子どもも接近禁止命令の対象とするなど保護命令制度の充実等を内容とする「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正案が議員提案により国会に提出され、同年5月に成立し、同年12月に施行された。</p> <p>平成16年11月には、一部改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく国家公安委員会規則である「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等の援助に関する規則」を制定した。、被害者から援助の申出を受けた場合には、必要な援助を実施している。(平成16年12月2日から同月31日までの援助件数:254件)</p> <p>平成16年12月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣)は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を策定した。</p>
児童虐待への的確な対応	内閣府	<p>(再掲)平成17年末を目途に、政府が総合的かつ長期的に推進すべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める犯罪被害者等基本計画を策定するための検討を行っている。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>平成16年1月、「児童虐待に対する適切な対応について」を発出し、児童相談所等の関係機関とのより一層の連携の強化による児童虐待の早期発見と適切な対応について指示した。</p> <p>平成16年9月、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」を発出し、児童虐待の早期発見、迅速かつ確実な通告、関係機関・団体との連携の強化等について指示した。</p> <p>「被害児童が死に至った児童虐待事件に関する調査結果」を取りまとめ公表した。</p> <p>平成17年3月、「児童福祉法の一部を改正する法律の施行について」を発出し、要保護児童対策地域協議会への積極的参加等による関係機関と連携した児童虐待への取組の推進について指示した。また、関係省庁と「要保護児童対策地域協議会設置・運用指針」を作成し、都道府県警察へ通知した。</p> <p>(再掲)平成17年度において、被害少年カウンセリングアドバイザー謝金等に係る予算(112百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、児童虐待対策強化のため、警察庁職員(2名)の増員を措置した。</p>
	警察庁 法務省 厚生労働省 文部科学省	平成17年3月「要保護児童対策地域協議会設置・運用指針」を作成した。
	法務省	検察当局において、受理したこれら事案について、厳正な捜査及び処理を行っている。

施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	<p>平成16年1月及び4月に、都道府県教育委員会等に通知を發出し、日頃からの児童生徒の状況把握、関係機関等との連携、学校としての組織的な対応や教育委員会との連携など、児童虐待防止に向けてより一層適切な対応がなされるよう求めた。</p> <p>(再掲)平成17年度において、行政と子育て支援団体等との連携による家庭教育支援を目的とした、子育てサポーターの資質向上を図るリーダーの養成、家庭教育に関する学習機会の提供等を行うため、「家庭教育支援総合推進事業」に係る予算をとして、1,074百万円を措置した。</p> <p>(再掲)平成17年度において、直接子育てに関わっていない大人等も含めて、国民一人一人が家庭教育支援の重要性について認識するなど、親の子育てを社会全体で支える機運を醸成していくことを目的とした、地方公共団体や企業等との連携によるフォーラムを実施するため、「全国家庭教育フォーラムの開催」に係る予算として、24百万円を措置した。</p> <p>(再掲)平成17年度において、一人一人の親が家庭を見つめ直し、自信をもって子育てに取り組んでいく契機となるよう、家庭教育に関する冊子を作成し、厚生労働省との連携のもと母子保健の機会等を活用して、乳幼児や小学生等を持つ親に配布するため、「新家庭教育手帳の作成・配布」に係る予算として、280百万円を措置した。</p> <p>平成17年度において、国内・諸外国の先進的取組等を新たに収集・分析することなどにより、各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究」(15百万円)を行っている。</p> <p>(再掲)平成17年度において、子育てについて学ぶ余裕がない親等が、いつでも気軽に学習をしたり、子育て情報を入手できるよう、ITを活用した家庭教育支援の試行・検証を行い、より効果的な支援手法を普及するため、「ITを活用した次世代型家庭教育支援手法開発事業」に係る予算として、44百万円を措置した。</p>
	厚生労働省	<p>平成16年6月現在、全体の約4割の市町村において、児童虐待防止を目的とする市町村域でのネットワークが設置されており、前年度比で3割弱の増加となっている。</p> <p>平成16年4月、「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、児童虐待の通告義務の範囲の拡大や児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期するための規定の整備等が行われた。</p> <p>平成16年12月、児童虐待防止対策の充実・強化を図るため、「児童福祉法」を改正し、児童相談に関する市町村の役割を法律上明確にし、児童相談所の役割を専門性の高い困難な事例への対応や市町村の後方支援に重点化したり、地方公共団体に要保護児童に関する情報交換を行う協議会の設置を可能にし、その運営に必要な規定の整備等を行った。</p> <p>平成17年度においては、発生予防体制の充実を図るため、養育が困難になっている家庭に対する訪問による育児・家事の援助等を行う育児支援家庭訪問事業の推進、早期発見、早期対応体制の充実を図るため、児童相談所の機能強化として、新たに夜間・休日を問わず対応する「24時間・365日体制整備事業」及び「児童福祉司の任用資格取得のための研修」等を加えた児童虐待防止対策支援事業の実施、児童の自立に向けた保護・支援・アフターケアの充実を図るため、施設の小規模化の推進について、地域小規模児童養護施設の実施や小規模グループケアを行う対象施設の拡大、里親支援の推進について、里親養育援助事業や里親養育相互援助事業の実施、総合的な自立支援の推進について、自立援助ホームの推進等を行っている。</p>

施策名	省庁名	実施状況
子どもに対する防犯教育の推進	内閣府	(再掲)平成17年末を目途に、政府が総合的かつ長期的に推進すべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める犯罪被害者等基本計画を策定するための検討を行っている。
	警察庁	各自治体等において、子どもに対する防犯教室等を開催しており、警察官を派遣するなどしている。 平成17年度において、女性・子どもを犯罪から守るための施策等に係る予算(13百万円)を措置した。
	文部科学省	平成17年度において、各学校の安全管理について、継続的な取組を推進するため、防犯教室の推進等を総合的に実施する「子ども安心プロジェクト」に係る予算(1,029百万円)を措置した。
	警察庁 総務省	平成17年度地方財政計画において、防犯教室・講座の開催に要する経費を措置(治安維持特別対策経費300億円程度の内数)。
被害児童へのメンタルサポート等の推進	内閣府	(再掲)平成17年末を目途に、政府が総合的かつ長期的に推進すべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める犯罪被害者等基本計画を策定するための検討を行っている。
	文部科学省	(再掲)平成17年度において、事件、事故後の心のケアの問題等に取り組む「子ども安心プロジェクト」に係る予算(1,029百万円の内数)を措置した。 平成15年度に大阪教育大学に「学校危機メンタルサポートセンター」を設置した。平成16年度以降は、大阪教育大学において事件関係者のメンタル・ケアとともに、トラウマ回復のための研究、心の教育に関する学校の在り方の研究、学校危機管理体制の総合的研究を行い、その成果を全国に発信するため、各種情報収集及び調査研究を実施。 (再掲)平成17年度において、各都道府県・指定都市が、スクールカウンセラーを活用する際の諸課題についての調査研究事業を行うために必要な経費の補助を実施するため、「スクールカウンセラー活用事業補助」(4,222百万円)を措置した。 (再掲)平成17年度において、小学校段階における不登校や問題行動などの未然防止・早期発見のため、「子どもと親の相談員」を配置するとともに、生徒指導体制の充実や関係機関との連携を推進する「生徒指導推進協力員」を新たに配置するため、「子どもと親の相談員の配置」等に係る予算(501百万円)を措置した。
第2 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止		
1 少年犯罪への厳正・的確な対応		

施策名	省庁名	実施状況
少年犯罪対策のための体制の整備	警察庁	平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、少年非行防止・保護対策を行うための推進体制の整備等について指示した。 平成17年度において、少年犯罪及びぐ犯少年対策に係る予算(9百万円)を措置した。
	法務省	検察当局において、少年事件及び少年の福祉に係る事件を重点的に担当する少年係検事等を指名し、これらの事件の処理に十全を期している。 平成17年度において、少年院の教育処遇体制の充実強化等及び少年鑑別所の観護処遇体制の充実強化のため、矯正職員の増員(少年院18人、少年鑑別所11人)及び34,781百万円を措置した。
厳正かつ迅速な少年事件捜査の推進	警察庁	平成17年5月、「非行少年に係る事案の適正な捜査及び調査の推進について」を発出し、ち密かつ適正な捜査及び調査の徹底について都道府県警察に指示した。 少年事件簡易送致制度の運用の在り方について関係省庁等と検討を行っている。 平成17年度において、厳正かつ迅速な少年事件捜査の推進のため、鑑定謝金等に係る予算(2百万円)を措置した。
	法務省	非行事実を十分に解明し、少年に適切な保護を加えるため、検察当局において、所要の捜査を行った上、家裁に送致するなど、適切な処分を行っている。 平成17年度において、少年犯罪対策の推進を図るため、1,976百万円を措置した。
非行少年の保護観察の在り方の見直し	法務省	平成17年3月、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備することなどを内容とする「少年法等の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出した。 平成17年度において、少年保護観察対象者に対する処遇の強化のため、79百万円を措置した。
少年院における処遇の充実強化	法務省	各種協議会や研修等を通じ、教育活動等の充実、職員の指導力向上等を図ることにより、被收容者一人一人の特性に応じた処遇の個別化を推進し、特に、被害者の視点を取り入れた教育の充実に努めている。なお、平成17年度において、少年院の教育処遇体制の充実強化等のため、矯正職員の増員(18人)及び22,847百万円を措置した。
触法少年事案に関する調査権限等の明確化	法務省	平成17年3月、いわゆる触法少年及びぐ犯少年に係る事件について、警察官による調査手続を整備することなどを内容とする「少年法等の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出した。

施策名	省庁名	実施状況
少年法制とその運用上の問題点に関する検討	警察庁	平成16年12月、「少年非行防止法制に関する研究会」での検討を踏まえ、不良行為少年の補導手続等の在り方の提言である「少年非行防止法制の在り方について(提言)」を公表した。 平成16年3月から平成17年3月まで「修復的カンファレンス(対話集会)に関する調査研究会」を開催し、修復的カンファレンスの有効性等について検討した。 平成17年度において、修復的カンファレンスモデル事業に係る予算(12百万円)を措置した。
	法務省	政府は、改正少年法施行(平成13年4月)後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況について、事件処理等に係る統計数値等を国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要と認めるときは法制の整備その他所要の措置を講ずることとされている。今後、上記の点を含め、各方面での議論等を踏まえて所要の対応を図る。
<b>2 少年の非行防止につながる健やかな育成への取組</b>		
少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置	内閣府	平成17年度においても、引き続き少年補導センター機能の充実強化を図るため、センター職員等の資質の向上を図るためのブロック研修会、都道府県単位での青少年育成関係機関等の連絡調整会議等を開催する青少年育成支援相談活動充実強化事業費(130百万円)を措置した。
	警察庁	平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見・早期措置の推進について指示した。 (再掲)平成16年12月、「少年非行防止法制に関する研究会」での検討を踏まえ、不良行為少年の補導手続等の在り方の提言である「少年非行防止法制の在り方について(提言)」を公表した。 街頭補導等の少年の健全育成のための活動を行う特別職地方公務員である少年指導委員の職務の充実化を図る改正規定を盛り込んだ「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出中。 平成17年度において、少年補導職員の活動の支援を行うため、少年補導職員の活動支援に必要な予算、少年警察ボランティア協力謝金等の費用に係る予算(231百万円)を措置した。
	文部科学省	平成16年3月、ネットワークやサポートチームの取組など、学校と関係機関等との行動連携を推進するための方策等を示した報告書を取りまとめた。 平成17年度において、学校、教育委員会、関係機関等からなるサポートチームの形成など、地域における支援システムづくりを行うとともに、「あそび・非行」の不登校児童生徒等に対応するため、学校外での支援の場や機能の在り方等について調査研究を行うため、「問題行動に対する地域における行動連携推進事業」(530百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
暴走族等の非行集団対策の推進	警察庁	<p>全国主要都市において大型街頭ビジョンにより非行集団対策に関する広報を行った。</p> <p>平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、非行集団対策の推進について指示した。</p> <p>「暴走族対策関係省庁会議における申合せ」（平成13年2月）を踏まえ、違法行為の指導取締りを徹底して行う。</p> <p>平成17年3月末において、道路交通法違反、道路運送車両法違反等で11,538名の暴走族構成員を検挙（うち1,191名逮捕）。前年同期比で、い集・走行回数は172回（16.0%）減少し、暴走族に関する110番は、6,088件（33.3%）減少した。</p> <p>道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）のうち、暴走族対策の強化（共同危険行為等の禁止違反に係る規定の見直し、騒音運転等に対する罰則の新設及び消音器不備に係る罰則の引上げ）に係る規定が平成16年11月1日から施行され、施行後6か月間で共同危険行為等の禁止違反により125件、1,636名を検挙した。</p> <p>平成17年度において、暴走族等の非行集団対策の推進のため、車両購入費等に係る予算（95百万円）を措置した。</p>
	法務省	<p>検察当局において、暴走族対策条例違反を含め、暴走族関連事件について、厳正な捜査処理に努めている。</p>
	経済産業省	<p>暴走族は盗難オートバイ（二輪車）を用いて暴走行為を行う例が多いことから、二輪車オークションにおける盗難情報を関係省庁等へ提供。</p>
	環境省	<p>自動車騒音の大きさの許容限度の強化等について検討を行うために必要な資料の収集、国際的な規制の動向の調査等を行う。</p> <p>新たな自動車単体騒音対策の検討を行うため、欧州諸国や米国の状況を把握するとともに、我が国の自動車から発している騒音の実態の調査・分析を行い、新たな基準・規制（許容限度）とこれに伴う測定法の検討を行う。</p> <p>平成17年度において、騒音規制法に基づく規制強化のため、「自動車騒音許容限度強化検討費（1百万）」及び「自動車単体騒音対策検討・調査費（20百万）」を措置した。</p>
	警察庁 国土交通省	<p>暴走族の各種不法事案を抑止し、不正改造車の排除を啓蒙すべく、同時期（6月）を「暴走族取締強化期間」及び「不正改造車排除強化月間」とし、警察と運輸支局の合同街頭検査等を実施している。</p>

施策名	省庁名	実施状況
少年に対する暴力団の影響の排除	警察庁	<p>平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、暴力団の影響の排除の推進について指示した。</p> <p>「少年に対する暴力団の影響の排除」への取組を平成16年中における暴力団総合対策の重点の一つとして強化するよう全国都道府県警察に指示し、また、平成16年10月には、「組織犯罪対策要綱」を発出して、少年に対する加入強要等に対する暴力団対策法による命令の発出等の措置を的確に講じることとしているところであり、平成16年中(6月末現在)、全国で、暴力団対策法に基づく少年に対する加入強要に係る中止命令18件、脱退妨害に係る中止命令16件を発出している。</p> <p>(再掲)平成17年度において、少年福祉犯罪対策打ち合わせ会議等に係る予算(6百万円)を措置した。</p>
	法務省	<p>検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等にかかわる少年の福祉を害する暴力団犯罪について、厳正に対処している。</p>
深夜徘徊や家出を抑制するための取組の推進	警察庁	<p>平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、深夜はいかいや家出を抑制するための取組みの推進について指示した。</p> <p>「平成15年中におけるカラオケボックスに関係する少年非行等の状況について」を取りまとめ公表した。</p> <p>(再掲)平成16年12月、「少年非行防止法制に関する研究会」での検討を踏まえ、不良行為少年の補導手続等の在り方の提言である「少年非行防止法制の在り方について(提言)」を公表した。</p> <p>(再掲)平成17年2月、「学期末・新学期における少年の非行・犯罪被害の防止と有害環境の浄化対策の推進について」を発出し、不良行為少年の発見、補導活動の強化、不良行為少年が立ち寄りやすい営業の営業者に対する協力依頼について都道府県警察に指示した。</p> <p>(再掲)風俗営業者等に対する働きかけ等の少年の健全育成のための活動を行う特別職地方公務員である少年指導委員の職務の充実化を図る改正規定を盛り込んだ「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出中。</p> <p>平成17年度において、家出人特別捜索等の費用に係る予算(5百万円)措置した。</p>
有害図書、ピンクビラ等の有害環境の浄化	内閣府	<p>平成17年6月、「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針—情報化社会の進展に対応して—」(平成16年4月7日青少年育成推進課長会議申合せ)に基づく関係省庁、地方公共団体及び関係業界等における取組等の実施状況を取りまとめ、出版、広告、映画、ビデオ等関係業界に対して通知するとともに、自主的な取組を一層推進するよう依頼した。</p> <p>平成17年度においては、青少年有害環境モニター事業、青少年有害環境整備連絡協議会、青少年有害環境対策推進委員会の設置など、青少年の有害環境の改善・浄化推進強化を図るため、青少年有害環境対策推進事業費(39百万円)を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、有害図書、ピンクピラ等の有害環境の浄化の推進について指示した。</p> <p>平成16年6月、「未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組みについて(要請)」を全国たばこ販売協同組合連合会等にあてて発出し、関係業界に未成年者の喫煙防止に向けた取組みを要請した。</p> <p>(再掲)平成17年2月、「学期末・新学期における少年の非行・犯罪被害の防止と有害環境の浄化対策の推進について」を発出し、少年を取り巻く有害環境の浄化対策の強化について都道府県警察に指示した。</p> <p>平成17年3月、「効果的な未成年者喫煙防止対策の推進について」を発出し、喫煙をしている少年に対する補導活動の推進等について指示した。</p> <p>性風俗関連特殊営業等の違法営業等を抑止するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正案を第162回国会に提出中。</p> <p>平成17年度において、青少年総合研究調査費等に係る予算(10百万円)及び青少年非行防止総合対策費等に係る予算(29百万円)措置した。</p>
	文部科学省	<p>平成17年度において、青少年を取り巻く有害情報対策を推進するため、地域で大人たちが青少年を有害情報から守る取組みや、青少年とその保護者を対象にインターネット上のルール等について学ぶ機会の提供などを行うモデル事業等を実施するため、「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」(59百万円)を措置した。</p> <p>平成16年10月、関係団体に対して、青少年の健全な育成に有害な情報への適切な配慮を要請した。</p>
インターネット上の有害コンテンツ対策の推進	内閣府	<p>平成17年6月、「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針－情報化社会の進展に対応して－」(平成16年4月7日青少年育成推進課長会議申合せ)に基づく関係省庁、地方公共団体及び関係業界等における取組等の実施状況を取りまとめ、インターネット協会、携帯電話・PHS各社等に対して通知するとともに、自主的な取組を一層推進するよう依頼した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、インターネット上の有害コンテンツ対策の推進について指示した。</p> <p>「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発ビデオを作成し、都道府県警察本部に配布した。</p> <p>平成16年7月、「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発用リーフレットを作成し、都道府県警察本部に配布した。</p> <p>平成16年10月、全国少年補導員協会が実施したボランティア研修に講師を派遣し、同協会が行うサイバーパトロール活動推進上の留意事項等について情報発信するなどの支援を行った。</p> <p>(再掲)平成17年2月、「学期末・新学期における少年の非行・犯罪被害の防止と有害環境の浄化対策の推進について」を発出し、フィルタリング機能に関する広報啓発活動の強化について都道府県警察に指示した。</p> <p>平成17年度において、ネット上の有害環境対策として、サイバーボランティア等による有害環境浄化活動の推進等に係る予算(9百万円)を措置した。</p>
	総務省	<p>平成17年度においては、インターネット上における違法・有害な情報の増大に対して、利用者がサイトの安全性を事前かつ容易に判断できる環境を創出し、サイト開設者が自らのサイトの安全性を示す「コンテンツ安心マーク」(仮称)制度の創設を推進するため予算を確保し、開発・実証を年度内を目途に実施。その成果を、平成16年度の成果とあわせて広く普及することにより、これを活用した民間における自主的な取組を推進する。</p> <p>モバイル(携帯電話、PHS)向けのフィルタリング技術を開発・実現するため、平成16年度、「モバイルフィルタリング技術の研究開発」として予算を確保し、同研究開発を開始。これまで、有害モバイルコンテンツの調査やモバイルフィルタリング方式の調査・検討を行ってきた。</p> <p>平成17年度において、モバイルフィルタリング技術の実現に向けたシステム開発及び実証実験等のため、52百万円の予算(継続)を措置し、研究開発を推進中。</p>
	文部科学省	<p>(再掲)平成17年度において、青少年を取り巻く有害情報対策を推進するため、地域で大人たちが青少年を有害情報から守る取組みや、青少年とその保護者を対象にインターネット上のルール等について学ぶ機会の提供などを行うモデル事業等を実施するため、「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」(59百万円)を措置した。</p> <p>(再掲)平成16年10月、関係団体に対して、青少年の健全な育成に有害な情報への適切な配慮を要請した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	経済産業省	平成17年度において、作成・一般に提供したインターネット上の有害コンテンツフィルタリングシステムのカテゴリ強化及び普及啓発等を実施。
少年及び保護者に対する相談活動の強化	警察庁	平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、少年及び保護者に対する相談活動の強化について指示した。 平成17年3月、「社団法人全国少年補導員協会による「インターネット利用による少年相談活動」への協力について」を発出し、少年警察ボランティアの行うインターネット利用の少年相談への協力を都道府県警察に指示した。 平成17年度において、少年及び保護者に対する相談活動を強化するため、全国少年相談フォーラムの開催等に係る予算を(57百万円)を措置した。
	文部科学省	(再掲)平成17年度において、各都道府県・指定都市が、スクールカウンセラーを活用する際の諸課題についての調査研究事業を行うために必要な経費の補助を実施するため、「スクールカウンセラー活用事業補助」(4,222百万円)を措置した。 (再掲)平成17年度において、小学校段階における不登校や問題行動などの未然防止・早期発見のため、「子どもと親の相談員」を配置するとともに、生徒指導体制の充実や関係機関との連携を推進する「生徒指導推進協力員」を新たに配置するため、「子どもと親の相談員の配置」等(501百万円)を措置した。
	厚生労働省	児童相談所では電話による相談等にも応じており、相談件数の20%を電話相談が占めている。 平成17年度において、児童相談体制の強化を図るため、平成16年度に創設された「子育て支援総合推進モデル都道府県事業」を平成17年度予算において「児童虐待防止支援事業」と組み替え、新たに夜間・休日を問わず対応する「24時間・365日体制強化事業」を盛り込んだ。 児童福祉法の改正により、平成17年度から児童家庭相談全般に関し、市町村が一義的な役割を担うことを法律上明確化した。

施策名	省庁名	実施状況
非行防止教室等の教育・啓発による少年の規範意識の向上	警察庁	<p>平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、非行防止教室等の開催による教育及び啓発について指示した。</p> <p>平成16年9月、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動への協力について(通達)」を発出し、厚生労働省及び都道府県が主催する麻薬・覚せい剤乱用防止運動に協力し、薬物乱用防止に対する国民の理解と協力の確保に努めるよう指示した。</p> <p>平成16年10月、「非行防止教室等の積極的な実施・開催について」を発出し、非行防止教室等の実施・開催の推進について指示した。</p> <p>(再掲)平成17年2月、「学期末・新学期における少年の非行・犯罪被害の防止と有害環境の浄化対策の推進について」を発出し、非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化について都道府県警察に指示した。</p> <p>平成17年度において、少年非行防止に関する広報啓発活動に係る予算(7百万円)を措置した。</p> <p>(再掲)平成17年度において、青少年非行防止総合対策に係る予算(29百万円)を措置した。</p>
	法務省	<p>検察当局においては、検察に関する説明・質疑応答を行う移動教室、出前教室等を実施しているほか、法務省ホームページ及び検察庁ホームページにおいても、少年層を対象としたコーナーを作成している。</p> <p>「学校担当保護司」による非行防止教室、問題を抱えた生徒の指導についての保護司と教師との協議など、少年の規範意識の向上を目的とした保護司と中学校との行動連携を進めている。</p> <p>平成17年度において、「中学生サポート・アクションプラン」推進のため、18百万円を措置した。</p>
	文部科学省	<p>(再掲)平成17年度において、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため、薬物乱用防止教育の推進、シンポジウムの開催、広報啓発活動の推進、薬物乱用防止支援体制整備・活用モデル推進地域事業の施策を推進するため、「薬物乱用防止教育の充実」に係る予算(82百万円)措置した。</p>
	警察庁 文部科学省	<p>各学校の非行防止教室の促進を図るため、平成17年1月に文部科学省と警察庁が協同で、先進的な取組事例をまとめた「非行防止教室等プログラム事例集」を作成・公表し、全ての学校や警察署等に配布した。</p>
	厚生労働省	<p>薬物乱用防止キャラバンカーの巡回、啓発資材配布等による学校、地域、家庭等における青少年に対する教育、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」の全国展開による広報啓発活動等を実施。</p> <p>平成17年度において、引き続き当該施策を実施及び近年増加傾向にあるMDMAや大麻の乱用に対応するための重点的な啓発活動を展開するための予算(20百万円)を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
学校における道徳教育の推進	文部科学省	平成17年度において、命を大切にす心育の育成など児童生徒の心に響く道徳教育の推進を図り、体験活動や地域人材の活用を促進するとともに、道徳の内容をわかりやすく表した「心のノート」の全小・中学生への配布などを行うため、「道徳教育推進事業」等651百万円を措置した。
家庭における教育・啓発の充実	文部科学省	<p>平成17年度において、行政と子育て支援団体等との連携による家庭教育支援を目的とした、子育てサポーターの資質向上を図るリーダーの養成、家庭教育に関する学習機会の提供等を行うため、「家庭教育支援総合推進事業」に係る予算として、1,074百万円を措置した。</p> <p>平成17年度において、直接子育てに関わっていない大人等も含めて、国民一人一人が家庭教育支援の重要性について認識するなど、親の子育てを社会全体で支える機運を醸成していくことを目的とした、地方公共団体や企業等との連携によるフォーラムを実施するため、「全国家庭教育フォーラムの開催」に係る予算として、24百万円を措置した。</p> <p>平成17年度において、一人一人の親が家庭を見つめ直し、自信をもって子育てに取り組んでいく契機となるよう、家庭教育に関する冊子を作成し、厚生労働省との連携のもと母子保健の機会等を活用して、乳幼児や小学生等を持つ親に配布するため、「新家庭教育手帳の作成・配布」に係る予算として、280百万円を措置した。</p> <p>平成17年度において、子育てについて学ぶ余裕がない親等が、いつでも気軽に学習をしたり、子育て情報を入手できるよう、ITを活用した家庭教育支援の試行・検証を行い、より効果的な支援手法を普及するため、「ITを活用した次世代型家庭教育支援手法開発事業」に係る予算として、44百万円を措置した。</p>
	厚生労働省	小学生の保護者向け薬物乱用防止読本の作成・配布を実施。平成17年度において、引き続き当該施策を実施するための予算(21百万円)を措置した。
地域社会における教育と少年の居場所づくりの促進	警察庁	<p>平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、少年の活動機会・場所づくりの促進及び立直り支援の推進について指示した。</p> <p>平成17年度において、非行少年の立直り支援対策として、非行少年の早期発見・立直り支援対策関係機関担当者ブロック別研修会等に係る予算(3百万円)を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	<p>平成17年度において、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育む環境を整備するため、学校の校庭や教室等に安全・安心して活動できる子どもの居場所(活動拠点)を設け、地域の大人の協力を得て、小・中学生を対象に放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施するため、「地域教育力再生プラン(地域子ども教室推進事業 8,762百万円)」を措置した。</p> <p>平成17年度において、小・中・高等学校等において、他校のモデルとなる体験活動を行うとともに、それらの取組をブロックごとに開催する交流会等を通じて広く全国に普及させるため、「豊かな体験活動推進事業」(400百万円)を措置した。</p>
	厚生労働省	<p>小中学生やその保護者世代を対象とした薬物問題に関する対話集会を開催。平成17年度において引き続き当該施策を実施するための予算(6百万円)を措置した。</p>
社会適応上支援を必要とする少年への積極的対応	警察庁	<p>平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、少年の活動機会・場所づくりの促進及び立直り支援の推進について指示した。</p> <p>(再掲)平成17年度において、非行少年の立直り支援対策として、非行少年の早期発見・立直り支援対策関係機関担当者ブロック別研修会等に係る予算(3百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、少年の活動機会・場所づくりの促進及び立直り支援の推進に係る予算(22百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、少年の犯罪被害の防止と被害少年の支援に関する研究に係る予算(23百万円)を措置した。</p>
	文部科学省	<p>平成17年度において、非行等の問題を抱える青少年の立ち直りの支援策として、地域のボランティア団体、青少年団体、スポーツクラブ等と連携・協力し、社会奉仕活動や体験活動、スポーツ活動などを行うことができる継続的活動の場(居場所)を構築するため、「問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業」(76百万円)を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	経済産業省	<p>民間を活用してカウンセリングから研修等までの一貫サービスを提供する「若年者のためのワンストップサービスセンター」を整備。16年度は、15道府県をモデル地域に選定し、支援を行っている。【16年度予算5,248百万円】</p> <p>17年度において、「若年者のためのワンストップサービスセンター」の強化のため、さらに5県をモデル地域として選定し、合計20道府県で実施しているところ。【17年度予算6,750百万円】</p>
不登校、ひきこもりの少年に対する社会参加の支援	文部科学省	<p>(再掲)平成16年3月、ネットワークやサポートチームの取組など、学校と関係機関等との行動連携を推進するための方策等を示した報告書を取りまとめた。</p> <p>(再掲)平成17年度において、学校、教育委員会、関係機関等からなるサポートチームの形成など、地域における支援システムづくりを行うとともに、「あそび・非行」の不登校児童生徒等に対応するため、学校外での支援の場や機能の在り方等について調査研究を行うため、「問題行動に対する地域における行動連携推進事業」(530百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、教員や教育支援センター(適応指導教室)指導員の研修、家庭への訪問指導など不登校対策に関する中核的機能(スクーリング・サポート・センター)を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを整備するため、「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業」(838百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、不登校児童生徒等に多様な支援を行うため、実績のあるNPO、民間施設、公的施設に対し、効果的な学習カリキュラム、活動プログラム等の研究を委託するため、「不登校への対応におけるNPO等の活用に関する実践研究事業」(103百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、ひきこもりなど社会との関係が希薄な青年や不登校等の子どもたちに対し、社会体験、自然体験及び生活体験に取り組む事業を実施し、青少年の社会的自立の遅れや不適応に対応した取組の推進を図る「青少年の自立支援事業」180百万円を措置した。</p>
	厚生労働省	<p>(再掲)精神保健福祉センター、保健所等において、精神保健福祉相談を行っている。</p> <p>思春期精神保健対策事業</p> <p>精神保健福祉センター、保健所、医療機関等の医師、保健師、精神保健福祉士等に対して、思春期精神保健専門家研修を実施している。さらに、各都道府県・指定都市・中核市等へ研修修了者名簿を提供し、人材の有効活用を図っている。</p> <p>平成17年度において、思春期精神保健対策事業費(17百万円)を措置した。</p> <p>「ひきこもり」ガイドラインの作成・普及</p> <p>精神保健福祉センター、保健所等の相談機関で相談・支援業務に携わる保健師、精神保健福祉士等の専門家向けに「ひきこもり」対応ガイドライン」を作成、配布し、相談業務の充実を図っている。</p>

施策名	省庁名	実施状況
		<p>思春期精神保健ケースマネジメント            平成13年度から平成15年度まで7都県において「ひきこもり」を含む思春期の問題行動について、地域の関係機関が連携してチームを編成することよりの確な支援を行う「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」を実施した。平成17年4月に地域における思春期精神保健活動の参考として利用できるよう報告書の作成を行い都道府県・指定都市へ送付した。</p>
児童自立支援施設の充実等	厚生労働省	<p>平成17年度においては、児童自立支援施設の充実等を図るため、(国立児童自立支援施設の運営、児童自立支援施設への入所措置に関する費用、児童自立生活援助事業の実施)、国立更正援護所運営費(829百万円)、児童入所施設措置費等負担金(児童自立支援施設関係、3,106百万円)、児童自立生活援助事業費(児童虐待・DV対策等総合支援事業1,775百万円)を措置している。</p>
3 少年を非行から守るための関係機関の連携強化		
関係機関等の連携による少年サポートチームの普及促進	内閣府	<p>非行少年等に対して、予兆の把握、深刻化する前の段階での対応等を可能とするための少年サポート体制の在り方に関する政府としての基本的な考え方をまとめた「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」を平成16年9月10日、少年非行対策課長会議において申し合わせ、地方公共団体に対して周知し、取組の一層の普及促進を図っている。</p>
	警察庁	<p>平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、少年サポートチームの普及促進及び活動の活性化について指示した。            各都道府県において進められている関係機関との連携のうち、実効性の高い施策を「関係機関と連携した少年非行防止対策の在り方と先進事例」としてまとめた。            (再掲)平成16年12月、「少年非行防止法制に関する研究会」での検討を踏まえ、不良行為少年の補導手続等の在り方の提言である「少年非行防止法制の在り方について(提言)」を公表した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	<p>(再掲)平成17年度において、学校、教育委員会、関係機関等からなるサポートチームの形成など、地域における支援システムづくりを行うとともに、「あそび・非行」の不登校児童生徒等に対応するため、学校外での支援の場や機能の在り方等について調査研究を行うため、「問題行動に対する地域における行動連携推進事業」(530百万円)を措置した。</p> <p>(再掲)平成16年3月、ネットワークやサポートチームの取組など、学校と関係機関等との行動連携を推進するための方策等を示した報告書を取りまとめた。</p>
少年問題に関する共同研究	内閣府 警察庁	<p>最近の少年非行の深刻な状況を踏まえ、平成17年度において、少年による事案の再発予防と少年非行の防止に資する関係省庁等連携による継続的な調査研究を行うため、少年非行事例等に関する調査研究事業費(7百万円)を措置した。</p> <p>関係省庁等による共同研究チームを設置し、少年問題に関する共同研究を行う予定。</p>
<b>第3 国境を越える脅威への対応</b>		
<b>1 水際における監視、取締りの推進</b>		
国際海空港における連携体制の確立	内閣官房	<p>平成16年1月に内閣官房に設置された「空港・港湾水際危機管理チーム」の会合を適宜行い、必要な情報共有、対処体制の確認等を実施。(平成17年6月現在、7回実施)</p> <p>同時に枢要な国際空港(2)・港湾(5)に設置された空港・港湾危機管理官により、当該空港・港湾における事態対応合同訓練等を逐次実施するとともに、保安委員会等において必要な調整等を推進。</p> <p>その他の国際空港(23)・港湾(118)においては、管轄警察機関等から指名された空港・港湾危機管理担当官により、訓練・調整等を逐次実施。</p>
海上警備・沿岸警備の強化	水産庁	<p>漁船を利用した密輸等の犯罪防止に資するため、漁業取締船による操業許可の確認等の取締活動を通じた不審船か否かの見極め、関係機関への迅速な情報提供を実施。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>平成16年において、覚せい剤密輸入事犯102件を検挙し、平成16年2月には、中国ルート of 覚せい剤大型密輸事件を検挙し、覚せい剤約100kgを押収するなど、薬物の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進している。</p> <p>平成16年において、けん銃等密輸入事件4件を検挙し、4丁のけん銃を押収したところであるが、引き続きこの種の事件の取締りを強化するなど、けん銃の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進している。</p> <p>平成17年度において、沿岸対策の強化のため、密航監視哨に係る予算(532百万円)を措置した。</p>
	財務省	<p>関税局と関係業界団体との間で、密輸防止のための協力強化を目的とした覚書(MOU)を締結しているほか、各税関においても、各地区漁協等との間でMOUを締結し、不審情報の提供を求めている。</p> <p>洋上取引や不開港等からの密輸を取締するため、税関監視艇による巡回を強化している。</p>
	海上保安庁	<p>密輸・密航の水際阻止、不法出入国等の重大犯罪の関与が疑われる不審船・工作船への確実な対処による警備体制を万全とするため、関係機関等との合同パトロール、警戒活動を実施。また情報収集、機動的な広域捜査の展開、外国船舶への立入検査の実施を強化。</p> <p>平成17年度において、海上警察力の充実強化のための経費(1,110百万円)を措置した。</p>
改正SOLAS条約への対応	内閣府	<p>平成17年度において、海事保安対策業務等に対応するため、「海事保安・事故保障対策調整官」等の設置等を措置した。</p>
	国土交通省	<p>国際航海船舶の監査を実施し、船舶保安証書の交付を行っている。</p> <p>保安規程の承認を受けた国際埠頭施設の立入検査を行っている。</p> <p>平成17年度において、ポートステートコントロールの体制整備等海事保安体制の整備・強化のための経費131百万円を措置した。また、港湾保安体制の整備・強化のためのフェンスや監視カメラの設置費を、港湾整備事業費において措置した。</p> <p>平成17年度において、海事保安体制の整備・強化のため増員(19人)、港湾保安体制の整備・強化のため港湾保安調査官等の増員(30人)を措置した。</p>
	海上保安庁	<p>国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく本邦の港に入港する船舶に対する規制を適切に実施し、もって船舶や港湾施設等に対するテロ防止に努めている。</p> <p>平成17年度において、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく事前入港通報に対応するための経費(27百万円)を措置した。</p>



施策名	省庁名	実施状況
	海上保安庁	<p>情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内関係機関との連携を強化するとともに、関係仕出し国の関係機関とも連携を強化している。</p> <p>平成17年度において、薬物銃器の密輸入対策の強化等のための経費(527百万円)を措置した。</p> <p>国外における情報収集活動を強化するため、国際組織犯罪対策基地職員を長期派遣する予定。</p>
希少野生動植物の密輸入・違法取引の防止	警察庁	<p>平成16年の希少動植物種の検挙状況は、20事件・15人を検挙した。</p> <p>平成17年度において、関税法外為法違反捜査執務資料に係る予算(2百万円)を措置した。</p>
	財務省	<p>ワシントン条約の規定の適正な運用を図るため、輸入規制物品に該当するおそれのある貨物については、条約の管理当局である経済産業省に確認するなど、慎重な審査・検査を実施し、輸入規制物品の不正輸入の防止に努めている。</p>
	経済産業省	<p>ワシントン条約締約国会合等での決議及び議論を踏まえて、適正な手続きを確保するとともに、関係国管理当局や条約事務局と緊密な連絡をとり、適正かつ厳格な審査を行い、違法取引の防止に努めている。また、ワシントン条約に違反する違法輸入を防止するためにパンフレットの作成・配布等を行い、また我が国におけるワシントン条約の輸出入手続き等に関するホームページを整備し、広く啓蒙普及を図っている。</p>
	環境省	<p>ペット業者等への立入検査や実地調査、インターネットでの希少野生動植物種の違法陳列等の有無の確認を行い、必要に応じて指導するとともに、普及啓発パンフレットの作成・配布を実施している。また、関係省庁と連携し、違法取引等についての情報交換、監視、捜査協力等を行っている。</p> <p>平成17年度においては、違法取引の監視、普及啓発等を実施するため、希少野生動植物種保存対策費(45百万円)の一部を措置した。</p>
	内閣官房 警察庁 環境省 外務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省	<p>関係省庁間で、ワシントン条約関係省庁連絡会議を開催し、違法取引の取締りを含む条約の履行について、定期的に情報交換を行っている。</p>

施策名	省庁名	実施状況
国際郵便を利用した密輸入の防止	総務省	<p>財務省の発表資料に基づき、銃器及び不正薬物の密輸仕出国の郵政庁に対し、我が国における銃器及び不正薬物の輸入制限について郵便職員のほか、利用者へも周知を図るよう協力を要請する旨の文書を個別に発出したところ、多数の国から徹底する旨の回答を得た。</p> <p>万国郵便連合（UPU）国際事務局を通じて全加盟国郵政庁に対し、我が国の銃器及び不正薬物の輸入制限を通報するとともに、郵便物の引受検査の徹底による我が国への銃器及び不正薬物の密輸防止への協力を要請した。</p> <p>国際郵便関係施設内において、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵政公社に対して要請したところ、公社から、X線検査装置等の設置場所の税関への施設提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示などの協力をを行い、両者の連携により検査が効果的に行われた旨の報告を受けた。</p>
	財務省	<p>日本郵政公社に対し、薬物及び銃器の密輸仕出国の可能性が高い国からの郵便物を他の国からの郵便物とは別に呈示を行うこと、X線検査装置や麻薬探知犬による検査に必要な場所を確保することを要請するなど連携を図っている。</p> <p>平成17年度において、X線検査機器等整備のため経費（265百万円）を措置した。</p>
文化財の不法な輸出入の防止	財務省	<p>不法に窃取された文化財のおそれのある貨物を発見したときは、「文化財の不法な輸出入等の規制に関する法律」等の所管官庁である文化庁に確認するなど、盗難文化財の輸出入の防止に努めている。</p>
	文部科学省 経済産業省	<p>トルコ内の施設から盗取された文化財（聖書の写本、十字銀細工品）について、文化財の不法な輸出入等の規制に関する法律に規定する特定外国文化財として指定し（平成15年9月）、輸入承認制の対象とするとともに、不法に取得することにならないよう、国内の関係機関に周知を図った。</p> <p>平成17年度において、引き続き、特定外国文化財の鑑査作業の充実及び国内の関係機関への周知徹底等を図るため、「文化財不法輸出入等防止推進費」11百万円を措置した。（文部科学省）</p>
盗難自動車等の不正輸出の防止	財務省	<p>盗難自動車等の不正輸出を水際で阻止する観点から、審査・検査を強化しているほか、警察からの盗難自動車等に係る情報及び国土交通省からの自動車登録情報を活用し、審査・検査を強化している。また、大型X線検査装置の配備を進めるとともに、積極的に活用している。</p> <p>改正道路運送車両法が施行されることにより、平成17年7月1日から中古自動車を輸出しようとする者は、輸出抹消仮登録証明書等の交付を受けなければ当該自動車を輸出することができないこととなり、税関においては、関税法第70条に基づき、輸出抹消仮登録証明書等の確認を行うこととなる。</p> <p>平成17年度において、コンテナ貨物大型X線検査装置整備運営の経費（3,458百万円）を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁 財務省 国土交通省	自動車盗難等防止に関する官民プロジェクトチームにおいて、不正輸出防止を目的として、「埠頭の管理強化マニュアル」を策定し、同マニュアルに沿って、情報交換等を推進している。 平成16年7月1日の改正SOLAS条約発効に伴い、国際埠頭施設にフェンス等が設置された。これらを活用した港湾における盗難自動車の不正輸出防止対策を確立するため、モデル港において地方整備局、港湾管理者、警察、税関、運輸支局、検数協会等の官民の関係者が連携した実証実験を実施し、その結果を踏まえ全国への展開を検討する。
2 不法入国・不法滞在対策等の推進		
出入国管理に係る体制・施設・装備等の充実強化	法務省	平成17年度において、出入国審査の一層の厳格化、不法入国者・不法滞在者の大幅な縮減等を図るため、入国管理官署職員の増員(174人)及び、37,757百万円を措置した。 平成17年2月、名古屋入国管理局中部空港支局に偽変造文書対策室を設置した。
	外務省	平成17年度において、査証審査の強化のため、査証官の増員(9人)を措置した。
査証審査の厳格化と査証免除措置の見直し等	外務省	平成16年2月1日より、査証免除国であるコロンビアに対し、査証取得勸奨措置を実施。(マレーシア、ペルーについては、これ以前より実施)
査証広域ネットワーク(査証WAN)の導入	外務省	平成17年度において、査証WANの管理などのため、予算(839百万円)を措置した。
入国審査時における在留資格審査等の厳格化	法務省	留学生・就学生に係る審査を厳格化した。 平成17年度において、実態調査の強化を始めとする審査の厳格化を図るとともに、関係機関相互の情報交換を密にして取締りを強化するため、2,356百万円を措置した。
出入国関連情報の相互利活用の推進	海上保安庁	(再掲)情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内関係機関との連携を強化するとともに、関係仕出し国の関係機関とも連携を強化している。 平成17年度において、外国関係機関との連携強化のための経費(7百万円)を措置した。 (再掲)国外における情報収集活動を強化するため、国際組織犯罪対策基地職員を長期派遣する予定。

施策名	省庁名	実施状況
事前旅客情報システム(API S)の導入・活用	警察庁 法務省 財務省	<p>入国管理の厳格化及び国際犯罪等に係る捜査・調査の効率化を図るため、事前旅客情報システムの運用を平成17年1月から開始した。</p> <p>平成17年度予において、事前旅客情報システム保守委託に係る経費(3省庁分担金)(4百万円)を措置した。(警察庁)</p> <p>平成17年度において、事前旅客情報システム運営のため、96百万円を措置した。(法務省)</p> <p>平成17年度において、事前旅客情報システム等整備運営の経費(149百万円)を措置した。(財務省)</p>
旅券等の偽変造対策及び不正受給対策の推進	警察庁	<p>旅券等へのバイオメトリクス導入の動向を踏まえ、庁内でその具体的な対応方策を検討している。</p> <p>平成17年度において、旅券等の偽変造対策の強化のため、不法滞在者対策用装備品の整備に係る予算(可搬式偽造旅券判定機等)(39百万円)を措置した。</p>
	法務省	<p>平成17年度において、生体情報認証技術(バイオメトリクス)を出入国審査へ活用するため、259百万円を措置した。</p> <p>平成17年度において、偽変造文書発見のための鑑識機器等を強化するため、119百万円を措置した。</p> <p>(再掲)平成17年2月、名古屋入国管理局中部空港支局に偽変造文書対策室を設置した。</p>
	外務省	<p>平成17年2-3月にかけて、実証実験用のIC旅券を発行し、作成・交付工程の検証を行った。</p> <p>平成17年度予算として、IC旅券の正式導入に係わる経費として、約2511百万円を措置した。</p> <p>券面情報の一部及び顔画像を電磁的方法により記録することができる旨規定した旅券法改正案は衆・参両院で可決済み(6月10日公布)。</p>
	経済産業省	<p>世界的な電子パスポートの導入の動きに対応し、その互換性・相互運用性を確保するため、互換性検証セッションの開催や国際的な認証ネットワークの構築等を行っている。</p> <p>平成17年度電子パスポートに関する国際標準化を推進するとともに互換性検証機関の設置を検討中。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	内閣官房 警察庁 法務省 外務省 経済産業省 国土交通省	旅券のIC化とそれを活用した出入国管理の強化等を検討するために設置された「e-Passport」の導入・活用に関する関係府省連絡会議（平成16年5月25日関係各府省申合せ）において緊密な意見交換を行っている。平成17年2 - 6月にかけて、成田国際空港等において各省連携実証実験を実施した。 平成17年度電子パスポートに関する国際的な互換性・相互運用性を確保するため互換性検証機関の設置や国際標準化活動を推進する。
不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化	警察庁	毎年6月中を「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」に指定しており、平成17年は来日外国人犯罪の取締りの徹底、国際犯罪組織の実態解明の推進及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動の推進等を図ることとしている。 平成16年における不法滞在等の入管法違反の検挙状況は、12,516件、11,069人で前年同期に比べ1,996件、1,858人それぞれ増加し、摘発強化の成果が見られた。 平成17年度において、不法滞在者対策の強化のため、国際テロ対策用装備品（二酸化炭素・アンモニア濃度測定装置）等の整備に係る予算（9百万円）及び不法滞在者対策用装備品（可搬式偽造旅券判定機等）の整備に係る予算（39百万円）（再掲）を措置した。
	法務省	検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、悪質な不法滞在事件について、厳正に対処している。 平成17年度において、不法滞在者の摘発を強化し、退去強制を効率的に行うため、2,900百万円を措置した。
	警察庁 法務省	警視庁と東京入国管理局との間において出入国管理及び難民認定法第65条の運用拡大を試行しているところ、他の府県警察と地方入国管理局との間における同条の運用拡大についても順次行っている。 平成17年3月に開催された「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」において、警察・入国管理局による合同摘発に向けた更なる連携の強化について合意した。
外国人登録制度の運用の厳格化	法務省	外国人登録証明書の見方及び不法就労防止に関する広報パンフレットを作成・配布した。 不法滞在者からの新規登録申請について、居住事実確認の厳格化を行った。 平成17年度において、外国人登録証明書を合法滞在を装うために悪用されないよう外国人登録制度の運用を厳格化等するため、5,494百万円を措置した。 偽変造防止対策のため、外国人登録証明書のデザインを一部変更した。
留学生・就学生、研修生等の受入れに関する諸対策の推進	法務省	平成17年度において、外国人研修生等に対する指導及び実態調査を充実させるため、109百万円を措置した。
	文部科学省	平成17年度において、真に勉学を目的とした留学生等の受け入れを一層図るため12,187百万円を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁 法務省	警察庁、法務省等からなる「調査・捜査協力プロジェクト調整会議」を設置し、不法就労等の目的で「日本人の配偶者等」、「留学」、「就学」等の在留資格で入国する者やこれらの者を仲介しているブローカー等の徹底した取締りを図るための緊密な情報交換等を実施している。
	警察庁 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省	留学生の受入れに関し、諸施策の充実及びその円滑かつ効果的な推進を図るため、平成17年2月、関係省庁からなる「留学生交流に関する関係省庁連絡会議」（課長級）を開催し、留学生を装った不正入国・不正滞在を防止するための実行ある具体的施策について討議した。
日系外国人の就労・就学の支援	文部科学省	<p>平成17年度において、生活習慣や文化の異なる外国人少年を対象に、学校への早期の適応や特性の伸長を目的として、母語の分かる指導協力者を派遣するなど、地域社会に溶け込めるようにするために必要な支援を行うため、「母語を用いた帰国・外国人児童生徒支援に関する調査研究」に係る予算(43百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、生活習慣や文化の異なる外国人少年を対象に、個に応じた特色ある教育指導の在り方及び帰国・外国人児童生徒とその他の児童生徒との相互啓発を通じた国際理解教育の推進の在り方等について実践研究を行う「帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域事業」に係る予算(50百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、外国人の子どもの教育機会の確保を図る観点から、関係機関等が連携して不就学の実態・要因分析を行い、あわせて就学支援に関する実践研究を行う「不就学外国人児童生徒支援事業」に係る予算(24百万円)を措置した。</p>
	厚生労働省	平成17年度において、日系人失業者及び不就学又は不就労の若年者が多く集住する地域における、職業ガイダンス、キャリア形成相談等を実施し、これらの者の早期就職を支援するために日系人関係就労適正化等対策費(63百万円)を措置した。
在留資格取消し制度の新設	法務省	<p>在留資格取消し制度の新設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、平成16年5月成立した。(6月2日公布、12月2日施行)</p> <p>平成16年12月2日施行された上記の「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」により新設された在留資格取消し制度について、正規在留者を装う悪質な偽装滞在者に対し、積極的かつ的確な適用に努めている。</p>
外国人の就労、宿泊時の身分確認の厳格化等	法務省	平成17年度において、外国人が就労等を行う際に、不法に就労させないよう雇用主等に対する広報を強化する必要があるため、22百万円を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	<p>旅館業法施行規則を改正し、日本国内に住所を有しない外国人が旅館等に宿泊する場合について国籍及び旅券番号を宿泊者名簿の記載事項とした(平成17年4月1日施行)。</p> <p>都道府県等に対し、旅館等の営業者に、日本国内に住所を有しない外国人宿泊客についてはその旅券の写しの保存を求める旨の通知を発出するとともに、関係業界団体に対して各営業者への周知を依頼(平成17年2月)。</p> <p>平成17年度において、不法就労防止と外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保を図るためのパンフレットを作成し、事業主に対して広報啓発を推進するため、事業主指導関係費(29百万円)を措置した。</p>
不法滞在・不法就労防止のための広報啓発活動の推進	内閣官房 内閣府	治安対策を年間を通じて内閣の重点広報テーマとして位置付け、関係府省による広報連絡会議(課長級)を開催するとともに、来日外国人対策とテロ対策に関し政府が行う施策について、政府広報等を活用した重点的な広報を実施している。
	警察庁	<p>平成16年の人身取引事犯の検挙件数は79件、検挙人員は58人であり、77人の被害女性等を確認した。</p> <p>(再掲)毎年6月中を「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」に指定し、来日外国人犯罪の取締りの徹底、国際犯罪組織の実態解明の推進及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動の推進を図ることとしている。</p> <p>関係国大使館や関係機関、団体と協力して、人身取引の被害者に警察が保護する旨を呼びかけるリーフレットを100万部製作して広く頒布するなど、人身取引に関する広報啓発活動に努めた。</p>
	法務省	平成17年度において、不法就労を防止のための広報活動を充実強化するため、22百万円を措置した。
	厚生労働省	平成17年度において、外国人労働者の適正な就労を促進するため、不法就労外国人が多い送出国における、我が国の外国人労働者受入れ方針等に関する広報活動を実施するとともに、不法就労に関する関係機関との情報交換体制の強化を図るため、適正就労対策費(17百万円)を措置した。



施策名	省庁名	実施状況
人身取引等に係る行為を処罰するための法整備に関する検討	法務省	平成17年2月25日、第162回通常国会に、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結に伴い、人身売買罪及び旅券等の不正受交付罪等を新設するなどするとともに、上陸拒否事由、退去強制事由、運送業者の旅券等の確認義務及び外国入国管理当局に対する情報提供に係る規定の整備等を行うため、刑法等の一部を改正する法律案を提出し、同年6月16日に国会で成立した。同月22日に公布されたところであり、一部の規定を除き、同年7月12日から施行されることになる。
	外務省	平成17年の通常国会において、国際組織犯罪防止条約人身取引議定書及び密入国議定書の締結につき国会の承認を得た。
	内閣官房 警察庁 法務省 外務省 厚生労働省	平成16年4月に、内閣官房副長官補を議長とし、関係省庁の局長級を構成員とする、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、平成16年12月に、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護を含む包括的・総合的な人身取引対策を早急に講じることを目指した「人身取引対策行動計画」に基づき、関係省庁が連携して、行動計画に掲げられた施策の着実な推進を図っている。
不法滞在外国人を減少させるための法整備	法務省	不法滞在者に係る罰則の強化、出国命令制度の新設及び在留資格取消し制度の新設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、平成16年5月に成立した。(6月2日公布、12月2日施行)
犯罪情勢を見据えた外国人受入れ方策の検討	厚生労働省	平成17年度において、諸外国の受入れ制度の運用実態及びその問題点等を調査するとともに、今後の受入れのあり方について検討するため、雇用対策推進費(2百万円)を措置した。
	警察庁 外務省 法務省 国土交通省 公安調査庁	中国国民訪日団体観光の対象地域拡大に関して、来日外国人による犯罪が我が国の治安上大きな問題となっている現状を踏まえ、本制度を利用した悪用事例(失踪者の増加等)が増加した場合には本制度の一部又は全部の停止があり得るなどの点を中国側に通報した。
3 来日外国人犯罪捜査		

施策名	省庁名	実施状況
来日外国人犯罪の取締りと適切な刑事処分の推進	警察庁	<p>警察庁の組織改正により、来日外国人犯罪対策、薬物銃器犯罪対策、暴力団対策等の組織犯罪対策を一元的に所掌する組織犯罪対策部を設置したほか、来日外国人犯罪に関する高度な捜査指導等による統一的な対策等を推進するとともに、海外捜査機関との高度な折衝事務を的確に実施するため、同部に政令職である国際捜査管理官を設置した。</p> <p>平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を发出し、来日外国人犯罪の捜査に当たっては、国際犯罪組織、暴力団その他の犯罪組織との関係を視野に入れ、国際犯罪組織については、その活動実態、組織の運営方法及び資金獲得活動の実態等について解明を行うとともに、組織実態に即した効果的な取締りを重点を定めて行うよう指示した。</p> <p>来日外国人犯罪の取締りを強力に推進しているところ、平成16年における検挙状況(刑法犯、特別法犯)は、47,128件、21,842人で前年同期比でそれぞれ6,513件、1,835人増加した。</p> <p>平成17年度において、来日外国人犯罪組織の活動拠点等が存在する繁華街における組織犯罪集中取締り対策等に係る予算(278百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、来日外国人の犯罪防止及び抑止のため、パスポート偽造・変造手段の解析及び民族識別能力の高い資料の収集・解析を行うための予算(24百万円)を措置した。</p>
	法務省	<p>検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、悪質な来日外国人犯罪について、厳正に対処している。</p> <p>平成17年度において、外国人犯罪対策の充実強化を図るため、870百万円を措置した。</p>
通訳体制の確立	警察庁	<p>警察職員の語学能力向上のため、警察庁では、警察大学校国際捜査研修所において国際捜査に関する語学教養、海外研修等を実施したほか、都道府県警察においても、実務的な語学教養等を実施した。</p> <p>都道府県警察においては、高い語学能力を備えた者を警察職員として採用し、通訳体制の整備に努めた。</p> <p>警察部内で対応することが困難な言語については、部外の通訳人の協力を確保する体制の整備に努めた。</p> <p>部外通訳人に対しては、「通訳ハンドブック」等の配布や、各種研修会等の開催により刑事手続等への理解を深められるよう努めた。</p> <p>通訳人の運用に当たっては、都道府県警察に通訳センターを設置するなどして、その体制の整備に努めた。</p> <p>外国人被疑者等との意思疎通の困難性が円滑な捜査活動の妨げとなっている現状にかんがみ、平成17年度においては、通訳体制の確立に係る予算(1,224百万円)を措置した。</p>
	法務省	<p>検察当局における有能な通訳人の確保という観点から、通訳人セミナーの開催等を講じ、通訳人の質的・量的な充実を図っている。</p> <p>平成17年度において、通訳体制の充実強化を図るため、728百万円を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	ペルシャ語通訳等の民間通訳人の協力を確保する等、通訳体制の整備・充実を図った。平成17年度において、通訳体制の確立・維持のための予算(20百万円)を措置した。
	海上保安庁	密輸・密航、その他外国人犯罪の被疑者との意思疎通の困難性が円滑な捜査活動の妨げとなっている現状に鑑み、多様な言語に対応した通訳担当職員の育成、有能な民間通訳人の確保等を積極的に実施している。平成17年度において、通訳体制の充実強化のための経費(40百万円)を措置した。
4 外国関係機関との連携		
国際捜査共助の充実化と条約締結の検討	法務省	平成17年度において、国際捜査共助の充実を図るため40百万円を措置した。
	外務省	日米刑事共助条約の締結につき、第159国会において、国会の承認を得た。アジア諸国をはじめとする他国との刑事共助条約の締結につき積極的に検討していくこととしている。
	外務省 警察庁 法務省	平成16年11月、韓国との間で刑事共助条約の締結交渉を開始した。本年2月に第2回交渉を開催し、早期締結に向け交渉を継続することで一致した。 本年6月、中国との間で日中間の刑事分野における国際約束の締結に関する予備協議を実施し、刑事共助条約の締結については、今後、日本側草案を提示の上、中国側と引き続き協議を行うこととなった。
	警察庁 法務省	日米刑事共助条約の締結に向けて、国際捜査共助の充実を図るため、警察庁と法務省の共同請議により「国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、平成16年6月に成立した。(6月9日公布, 同月29日施行(ただし、一部につき12月9日施行))また、この法改正に伴い、「国際捜査共助等に関する法律施行令」を同年11月に公布した。(12月9日施行)

施策名	省庁名	実施状況
外国関係機関との連携の強化	警察庁	<p>国家公安委員会委員長が、平成16年1月、「国境を越える犯罪に関するASEAN+3閣僚会議」に出席して国境を越える犯罪に対する協力の在り方等について意見交換を行ったほか、国家公安委員会委員長が中国公安部副部長と、警察庁刑事局長が同部刑事捜査局長等と会談を行い、今後一層の連携強化に努めることを確認した。</p> <p>第7回日韓ICPO実務担当者会議をソウルで開催し、ICPOルートを通じた捜査協力体制の強化等について協議を行った。(平成16年7月)</p> <p>中国公安部幹部らが来日し、警察庁においてICPOルート等による捜査協力の迅速化等について協議を行った。(平成16年10月)</p> <p>中国公安部職員の来日の機会等をとらえ、日中間の警察協力に関する意見交換を積極的に行った。ロシア極東連邦管区内務総局とも同様の意見交換を行った。</p> <p>外国の関係機関との連携については、ICPOルート、外交ルートによる捜査共助、情報交換を実施した。特に、中国公安部との間では連携を強化しており、出張捜査による捜査協力をはじめ緊密な情報交換等の国際捜査共助を実施した。</p> <p>平成16年9月、日米捜査当局による「警察庁/FBI組織犯罪に関するワーキンググループ」を開催し、組織犯罪全般に係る問題について情報交換や捜査技術の紹介を行った。</p> <p>平成16年11月、「第1回東アジア地域組織犯罪対策会議」を開催し、巧妙化、凶悪化、国際化する組織犯罪に対処するため、韓国、フィリピン、ロシアなど東アジア各国の治安機関と組織犯罪に関する情報交換を行い、国際的な連携を図った。</p> <p>平成17年1月、国家公安委員会委員長が訪中し、中国公安部長との会談で、日中警察協力を更に発展強化させることを確認した。</p> <p>平成16年中、外国警察への技術協力として、外国警察機関へ職員26人を派遣し、外国警察職員220人に対して研修を実施し、外国警察との関係を強化した。</p> <p>平成17年6月、英国において開催されたG8司法・内務閣僚会合に法務省事務次官とともに、警察庁次長が出席した。</p> <p>平成17年度において、国際的な犯罪に係る情報交換及び捜査協力の推進のため、「国際刑事警察機構憲章」第38条、第39条に基づく国際会議分担金等に係る予算(552百万円)を措置した。</p>
	財務省	<p>世界税関機構(WCO)のアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所(RILO)や薬物等の密輸ルートとなる国・地域への職員派遣を通じ、薬物等の密輸入情報の収集や情報交換の交換促進に努めている。</p> <p>平成17年度において、職員海外派遣の経費(84百万円)を措置した。</p>
	厚生労働省	<p>国連麻薬委員会(CND)に職員を派遣して各国関係者と情報交換を実施した他、薬物仕出国・密造国に職員を派遣し、関係当局との情報交換を行った。</p> <p>「第2回麻薬・覚せい剤原料の統制に関する国際フォーラム」を開催し、積極的に情報収集を行うとともに、情報ネットワークの構築に向けて意見交換を行った。</p> <p>平成17年度において、外国捜査機関との連携強化のための予算(7百万円)を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	海上保安庁	<p>日本周辺国である中国、韓国、ロシアの関係取締機関との連携を強化するほか、東南アジア諸国に国際組織犯罪対策基地職員を派遣し必要となる関連情報を収集するための体制を措置している。</p> <p>平成17年度において、国際間捜査協力等の推進のための経費(27百万円)を措置した。(再掲)国外における情報収集活動を強化するため、国際組織犯罪対策基地職員を長期派遣する予定。</p>
	外務省	<p>平成16年11月、日韓領事当局間協議を行い、韓国に対し、新型旅券の早期導入や犯罪対策の強化などについて申し入れた。</p> <p>平成16年12月、平成17年5月の日韓外相会談において、韓国人に対する査証免除恒久化の実現については、現在行われている期間限定査証免除の実施状況及び外国人犯罪をめぐる治安情報を踏まえて検証していく旨表明した。</p>
被退去強制者についての中国当局による管理の徹底の要請	法務省	<p>被退去強制者についての中国当局による管理の徹底を要請するため、平成17年度において、1百万円を措置した。</p> <p>平成16年6月、法務当局において訪中の上、中国公安当局等に対して不法滞在防止策等について申し入れた。</p>
	外務省	<p>日中治安当局間協議においても、本件要請を行うべく、現在中国側と同協議の日程調整中。なお、平成14年7月の第3回日中治安当局間協議において、我が方より被退去強制者も含め旅券等の管理徹底を要請し、中国側より出国調査を強化する旨回答を得ている。</p>
日中間における領事関係国際約束の早期締結	外務省	<p>平成17年6月に日中政府間において領事協定締結交渉(第4回)を実施。早期締結に向けて引き続き協議を継続していくことを確認。</p>
日中間における受刑者移送条約の早期締結等	外務省	<p>平成16年2月に行われた日中領事当局間協議において提起。</p> <p>平成16年4月、法務大臣より訪日した中国司法部長との会談において提起。</p> <p>平成16年11月、在中国大使館を通じて、二国間条約の締結交渉の開始を含め、日中間の受刑者移送に関する我が方の関心を提起。</p> <p>平成17年6月、日中間の刑事分野における国際約束の締結に関する予備協議において締結交渉の開始につき提案した。</p>
日中間における税関相互支援協定締結の検討	外務省 財務省	<p>平成15年11月、第2回日中税関協力会議を開催し、日中税関当局間レベルでの税関相互支援協定締結に向けた作業を開始することを確認した。さらに、平成16年12月2日に第3回日中税関協力会議を開催し、日中税関相互支援協定締結に向けての最終作業を加速したところ。</p> <p>現在、協定案文は両国政府間において実質的に合意に至っており、両国において早期署名のための国内手続きを進めているところ。</p>
第4 組織犯罪等からの経済、社会の防護		

施策名	省庁名	実施状況
1 組織犯罪対策、暴力団対策の推進		
組織犯罪情報の集約、相互利活用等の推進	警察庁	<p>警察庁の組織改正により、暴力団対策、薬物銃器対策及び来日外国人犯罪対策を一元的に所掌する組織犯罪対策部を設置し、また、平成16年10月には、「組織犯罪対策要綱」を発出し、同部において、都道府県警察、国内関係機関等からの犯罪組織に関する情報を一元的に集約・分析した上で、犯罪組織の壊滅等に向けた統一的な戦略を立案し、効率的かつ効果的な組織犯罪対策の推進に努めている。</p> <p>平成17年度において、組織犯罪対策統合検索システムの構築等に係る予算(757百万円)を措置した。</p>
	法務省	<p>検察当局において、担当検察官・検察事務官の設置や、関係諸機関との連携強化を通じて、組織犯罪情報の集約・活用を図っている。</p>
	財務省	<p>平成16年11月、密輸取締関係省庁による「第26回密輸出入取締対策会議」を主催するとともに、各税関においても関係機関による「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催し、関係機関相互の緊密な連携の強化等を図っている。</p>
	厚生労働省	<p>全国7ブロックにおいて麻薬取締協議会を開催し、検察庁、警察、税関、海上保安庁等薬物関係取締機関の参加を得て、薬物取締に関する情報交換を積極的に実施した。</p>
	海上保安庁	<p>(再掲)情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内関係機関との連携を強化するとともに、関係仕出し国の関係機関とも連携を強化している。</p> <p>(再掲)平成17年度において、薬物銃器の密輸入対策、不法入国者対策の強化等のための経費(561百万円)を措置した。</p> <p>(再掲)国外における情報収集活動を強化するため、国際組織犯罪対策基地職員を長期派遣する予定。</p>
組織犯罪の取締り強化と厳正な処分	警察庁	<p>平成16年において、規制薬物の密輸入に関してコントロールド・デリバリーを78件実施して組織の中核に至るまでの摘発に努めているほか、平成16年において、組織的犯罪処罰法の組織的な犯罪の加重処罰に係る規定を適用して21件47名を逮捕するなど、厳正な科刑が実現されるよう努めている。</p> <p>平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を発出し、警察庁において全国的な組織犯罪の取締りのための統一的な戦略を策定し、この戦略の下、都道府県警察において、それぞれの取締り戦略を策定して、これに基づき、重点を定めて集中的かつ計画的に取締りを実施することとしている。</p> <p>平成17年度において、暴力団壊滅に向けた戦略的情報収集活動の強化に係る予算(32百万円)を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	<p>(再掲)全国から検察官が参加して行う会議等を開催するなどして情報及び意見の交換等を行う一方、関係諸機関と連携しつつ、マネー・ロンダリング犯罪をも含む各種法令を積極的に活用するとともに、疑わしい取引に関する情報の活用を含め、様々な捜査手法を駆使して犯罪組織の中枢に至るまでの捜査を行い、厳正な科刑の実現及び犯罪収益等の的確なはく奪を図っている。</p> <p>(再掲)平成17年度において、組織犯罪対策の推進を図るため、870百万円を措置した。</p>
	厚生労働省	<p>薬物密輸組織に対する視察内偵活動を強化し、関係機関とコントロールド・デリバリーを実施して密輸入事犯を摘発した。</p> <p>薬物密売組織の摘発に当たって麻薬特例法の加重処罰規定の適用に努めた結果、同法の「業としての譲渡罪」等の規定を適用した事件を摘発した。</p> <p>平成17年度において、組織犯罪等に対する取締のための予算(591百万円)を措置した。</p> <p>暴力団が組織的にインターネットを利用してMDMAを密売していた事案について、おとり捜査等を実施するなどして摘発した。</p>
	海上保安庁	<p>組織犯罪に対しては、様々な捜査手法を駆使して、組織の中枢に至るまでの摘発に努めている。</p> <p>(再掲)平成17年度において、薬物銃器の密輸入対策、不法入国者対策の強化等のための経費(561百万円)を措置した。</p>
組織犯罪に対する有効な捜査手法等の活用・検討	警察庁	<p>警察庁内に組織犯罪に対する有効な捜査手法等を研究するためのワーキンググループを設置するなどして、その導入・活用に向けた制度や捜査運営の在り方についての検討を実施している。</p> <p>平成17年度より、都道府県の警察学校において初任科のカリキュラムを改定し、警察官一人一人が犯罪組織に対する対決意識を強く持ち、毅然とした態度で職務執行ができるよう、組織犯罪対策教養の見直しを図った。</p>
	法務省	<p>おとり捜査、通信傍受等の活用方策等について検討を行っている。</p> <p>いわゆる前提犯罪の拡大等の犯罪収益規制関係規定の整備を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、継続審議中である。</p>
	厚生労働省	<p>(再掲)薬物密輸組織に対する視察内偵活動を強化し、関係機関とコントロールド・デリバリーを実施して密輸入事犯を摘発した。</p> <p>(再掲)暴力団が組織的にインターネットを利用してMDMAを密売していた事案について、おとり捜査等を実施するなどして摘発した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	海上保安庁	<p>犯罪組織等に関する情報の収集、集約、分析を行い組織犯罪の組織の中枢に至る摘発に努めている。</p> <p>国際組織犯罪基地の捜査体制を強化するため、8名の増員を措置した。</p> <p>入港した外国船舶の立入検査・監視を強化するため部署国際取締官を48名増員した。</p>
犯罪収益の剥奪	警察庁	<p>犯罪収益の剥奪の徹底を図るため、平成16年において、麻薬特例法に基づく警察の請求による起訴前の没収保全命令を5件請求し、犯罪組織から剥奪すべき犯罪収益の確実な保全に努めている。</p>
	法務省	<p>(再掲)全国から検察官が参加して行う会議等を開催するなどして情報及び意見の交換等を行う一方、関係諸機関と連携しつつ、マネー・ローンダリング犯罪をも含む各種法令を積極的に活用するとともに、疑わしい取引に関する情報の活用を含め、様々な捜査手法を駆使して犯罪組織の中枢に至るまでの捜査を行い、厳正な科刑の実現及び犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。</p>
	厚生労働省	<p>犯罪収益の剥奪を実現すべく、積極的に麻薬特例法の適用を行うため、薬物密売組織を摘発した。</p>
	海上保安庁	<p>資金獲得活動に関わる違法行為を徹底的に検挙する等により、犯罪組織が保有する犯罪収益の剥奪に努めている。</p> <p>(再掲)平成17年度において、薬物銃器の密輸入対策、不法入国者対策の強化等のための経費(561百万円)を措置した。</p> <p>(再掲)国際組織犯罪対策基地の捜査体制を強化するため、8名の増員を措置した。</p> <p>(再掲)入港した外国船舶の立入検査・監視を強化するため部署国際取締官を48名増員した。</p>
マネー・ローンダリング対策の推進	警察庁	<p>平成16年において、組織的犯罪処罰法、麻薬特例法に基づく(薬物)犯罪収益等隠匿・收受事件をそれぞれ65件、5件検挙するなど、マネー・ローンダリング犯罪等の摘発の徹底を図っている。</p> <p>金融庁から提供を受けた疑わしい取引に関する情報を効果的に活用するため、平成17年3月、都道府県警察において照会可能な疑わしい取引に関する情報管理システムを稼働開始した。</p> <p>平成17年度において、マネー・ローンダリング対策等、犯罪組織の情報を収集するために使用する検索システムの構築等に係る予算(17百万円)を措置した。</p>
	金融庁	<p>組織的犯罪処罰法(平成12年2月施行)により、金融機関等はマネー・ローンダリングに係る疑わしい取引の届出義務が課されており(疑わしい取引の届出制度)、金融庁は、当該届出情報を一元的に集約し、整理・分析をした上、犯罪捜査等に資すると認められる情報を捜査機関等に提供している。これらの情報は捜査機関等において犯罪捜査等の端緒等として活用されている。</p> <p>平成17年度において、マネー・ローンダリング対策の強化のため、FIUに関する経費(77百万円)及び定員の増員(1名)を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	(再掲)全国から検察官が参加して行う会議等を開催するなどして情報及び意見の交換等を行う一方、関係諸機関と連携しつつ、マネー・ロンダリング犯罪をも含む各種法令を積極的に活用するとともに、疑わしい取引に関する情報の活用を含め、様々な捜査手法を駆使して犯罪組織の中枢に至るまでの捜査を行い、厳正な科刑の実現及び犯罪収益等の的確なはく奪を図っている。
	厚生労働省	マネーロンダリング犯罪の前提犯罪となる暴力団やイラン人等外国人密売組織等の薬物密売組織の摘発に努めるとともに、金融庁から提供を受けた疑わしい取引の情報の分析に努めた。
	海上保安庁	マネー・ロンダリング犯罪及びその前提犯罪に関し、組織的犯罪処罰法に基づいて金融機関等から届出された疑わしい取引の情報で、金融庁において的確に集約・整理・分析された情報を活用するとともに、そのより効果的な活用法について見直しを実施している。 (再掲)平成17年度において、薬物銃器の密輸入対策、不法入国者対策の強化等のための経費(561百万円)を措置した。
都道府県警察の行う国際組織犯罪捜査への積極的関与	警察庁	(再掲)警察庁の組織改正により、来日外国人犯罪対策、暴力団対策等の組織犯罪対策を一元的に所掌する組織犯罪対策部を設置したほか、来日外国人犯罪に関する高度な捜査指導等による統一的な対策等を推進するとともに、海外捜査機関との高度な折衝事務を的確に実施するため、同部に政令職である国際捜査管理官を設置した。 国際捜査管理官においては、都道府県警察の行う国際組織犯罪捜査の推進状況を的確に把握し、広域的に敢行される国際組織犯罪に対して、積極的な合同・共同捜査を推進させるなど、戦略的な事件調整を行うとともに、それらに関するICPOLルート等による外国捜査機関との捜査協力を一層推進し、被疑者検挙のために必要な情報交換等を行っている。
国際組織犯罪防止条約の早期締結及び関連法の整備	法務省	組織的犯罪の共謀罪及び証人等買収罪の新設並びに犯罪収益規制関係規定及び国外犯処罰規定の整備を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出し、継続審議中である。
	外務省	平成15年5月、国際組織犯罪防止条約の締結につき国会の承認を得た。
執行妨害犯罪及び倒産犯罪に関する罰則の整備	法務省	強制執行妨害については、「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、継続審議中である。 倒産犯罪については、破産法案及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を同国会に提出し、平成16年5月成立した。(6月2日公布)

施策名	省庁名	実施状況
暴力団排除活動と行政対象暴力対策の推進	警察庁	<p>全国都道府県警察に対して、各地方公共団体に対しコンプライアンス条例・要綱等の制定に向けた働き掛けを強化するよう指示した。</p> <p>プロ野球暴力団等排除対策協議会において暴力団排除対策官が現状と対策について説明を行うなど、プロ野球球場等からの暴力団等排除活動を推進した。</p> <p>民事介入暴力対策啓発ビデオ「もう許さない！～暴力団を追放する本当の力～」(平成17年3月完成)を制作し、全国の企業や行政機関の職員等に広く民事介入暴力等の実態とこれに対する諸対策を周知させることにより、暴力団排除を啓発した。</p> <p>平成17年中、廃棄物処理法の規定に基づき21業者を産業廃棄物処理業から排除し、また、平成15年に改正され、平成16年1月から施行された貸金業法の規定に基づき200業者を貸金業から排除するなど暴力団等による各種業への介入を阻止している。</p> <p>平成15年7月に設置された関係省庁等からなる「行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議」を開催し、行政対象暴力対策の取組みの強化を図ることとしている(平成17年10月開催予定)。</p> <p>民事介入暴力による被害の防止及び回復並びに暴力団勢力の拡大阻止を図るため、警察大学校において、都道府県警察の民事介入暴力対策の担当者に対し、「民事介入暴力対策専科」を実施し、民事介入暴力への対応要領、民事手続きの基礎的知識とその活用方法について教養することとしている(平成17年7月実施予定)。</p> <p>全国暴力追放運動センター、都道府県警察及び都道府県暴力追放運動推進センターとともに、関係機関・団体の後援を得て、「全国暴力追放運動中央大会」(平成17年11月29日開催予定)を開催し、暴力排除意識の高揚と暴力追放運動の活性化を図ることとしている。</p> <p>平成17年度において、暴力団排除意識の高揚を図るため、全国暴力追放運動中央大会経費等に係る予算(19百万円)を措置した。</p>
	警察庁 国土交通省	<p>公共工事からの暴力団排除を推進するため、警察庁及び国土交通省が協議を行い、平成17年6月、指名を行わない業者の対象の明確化、都道府県警察と地方整備局との連携強化等について、警察庁は都道府県警察に対して、国土交通省は地方整備局及び北海道開発局に対してそれぞれ通知した。</p>
暴力団の代表者等に対する責任追及の徹底	警察庁	<p>対立抗争等に伴う指定暴力団員による凶器を使用しての暴力行為により生じた損害につき、当該指定暴力団の代表者等が無過失損害賠償責任を負うこととする内容とする暴力団対策法の一部を改正する法律を第159回通常国会に提出し、平成16年4月に成立した。(4月28日公布、同日一部を除き施行)</p>
2 薬物乱用、銃器犯罪のない社会の実現		

施策名	省庁名	実施状況
啓発の充実等による青少年の薬物乱用の根絶	内閣府	<p>国民の理解と積極的な協力を得るため、「薬物及び銃器取締強化期間」(5月及び10月)を中心に、新聞、テレビ、雑誌等の各種媒体を活用して重点的な広報を実施している。</p> <p>国連薬物乱用根絶宣言支援事業として行われる「『ダメ、ゼッタイ。』普及運動」をはじめ、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(7月)、「全国青少年健全育成強調月間」(11月)等において、青少年及び青少年育成関係者に対し、薬物乱用の危険性や薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を展開している。</p>
	警察庁	<p>平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を发出し、薬物乱用防止教室の開催その他の啓発活動の充実による少年の薬物乱用の根絶について指示した。</p> <p>平成16年2月、「少年によるMDMA等の乱用防止対策の推進について」を发出し、少年によるMDMA等事案に係る実態把握及び取締りの徹底等について指示した。</p> <p>平成16年9月、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動への協力について(通達)」を发出し、厚生労働省及び都道府県が主催する麻薬・覚せい剤乱用防止運動に協力し、薬物乱用防止に対する国民の理解と協力の確保に努めるよう指示した。</p> <p>平成16年10月、「大学生を対象とする薬物乱用防止のための広報啓発活動の推進について(通達)」を发出し、各大学と連携した広報啓発活動の推進について指示した。</p> <p>(再掲)平成17年2月、「学期末・新学期における少年の非行・犯罪被害の防止と有害環境の浄化対策の推進について」を发出し、街頭補導等を通じた薬物乱用少年の早期発見・補導及び非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催を始めとする広報啓発活動の強化について都道府県警察に指示した。</p> <p>平成17年5月、「薬物乱用防止広報の強化期間の実施について」を发出し、薬物乱用防止教室等の効果的な実施、関係機関・団体が実施する広報啓発活動との連携等について都道府県警察に指示した。</p> <p>平成17年度において、少年の薬物乱用防止対策として、広報啓発用パンフレットの印刷等に係る予算(29百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、啓発の充実等による青少年の薬物乱用の根絶を図るため、インターネット上のポータルサイトを利用した薬物銃器関連の情報収集に係る予算(8百万円)を措置した。</p>
	財務省	<p>税関職員による講演会や税関見学会等を実施するに当たり、児童生徒等に薬物乱用の危険性・有害性等を分かりやすく、かつ、正しく理解させることを目的として、薬物等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、「模造麻薬見本」を展示した。</p> <p>密輸ダイヤル周知CM等を活用することにより、密輸ダイヤル(0120-461-961)を積極的に広報し、密輸入情報の提供を一般国民に対し広く要請している。</p> <p>社会悪物品等密輸防止啓発ポスターを作成し、全国の駅舎等に掲示した。</p> <p>(再掲)平成17年度において、密輸ダイヤル等PRの経費(18百万円)を措置した。(第3の1の)</p>

施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	平成17年度において、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため、薬物乱用防止教育の推進、シンポジウムの開催、広報啓発活動の推進、薬物乱用防止支援体制整備・活用モデル推進地域事業の施策を推進するため、「薬物乱用防止教育の充実」に係る予算(82百万円)を措置した。
	厚生労働省	(再掲)薬物乱用防止キャラバンカーの巡回、啓発資材配布等による学校、地域、家庭等における青少年に対する教育、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」の全国展開による広報啓発活動等を実施。 (再掲)平成17年度において引き続き当該施策を実施及び近年増加傾向にあるMDMAや大麻の乱用に対応するための重点的な啓発活動を展開するための予算(20百万円)を措置した。
薬物密売組織の壊滅	警察庁	平成16年において、麻薬特例法違反(業としての薬物の譲渡し等)45件を検挙し、平成16年5月には、イラン人による覚せい剤密売事件、平成17年3月には、暴力団組長らによる覚せい剤密売事件について麻薬特例法を適用するなど、麻薬特例法の活用等による総合的な組織犯罪対策を推進し、薬物密売組織の壊滅に努めている。 平成17年度において、薬物密売組織を壊滅するため、薬物取締用車の増強整備等に係る予算(678百万円)を措置した。
	金融庁	(再掲)組織的犯罪処罰法(平成12年2月施行)により、金融機関等はマネー・ローンダリングに係る疑わしい取引の届出義務が課されており(疑わしい取引の届出制度)、金融庁は、当該届出情報を一元的に集約し、整理・分析をした上、犯罪捜査等に資すると認められる情報を捜査機関等に提供している。これらの情報は捜査機関等において犯罪捜査等の端緒等として活用されている。 (再掲)平成17年度において、マネー・ローンダリング対策の強化のため、FIUに関する経費(77百万円)及び定員の増員(1名)を措置した。
	法務省	検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、麻薬特例法等を積極的に活用するなどして、厳正な科刑の獲得及び薬物犯罪収益のはく奪に努めている。 平成17年度において、薬物犯罪対策の強化を図るため、15百万円を措置した。
	厚生労働省	(再掲)犯罪収益の剥奪を実現すべく、積極的に麻薬特例法の適用を行うため、薬物密売組織を摘発した。 (再掲)暴力団が組織的にインターネットを利用してMDMAを密売していた事案について、おとり捜査等を実施するなどして摘発した。 インターネットを利用した薬物密売事犯対策として、対策チームを設置するとともに、平成17年度において麻薬取締官14人の新規増員を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
末端薬物乱用者の取締りの徹底	警察庁	<p>平成16年において、覚せい剤事犯被疑者12,220人を検挙するなど、覚せい剤事犯の大半を占める末端乱用者に対する取締りを徹底するとともに、広報誌「DRUG」の作成、配布等を行い、薬物の乱用を許さない環境作りに努めている。</p> <p>平成17年度において、末端乱用者の取締りを徹底するため、尿中覚せい剤等簡易鑑定試薬の増強等に係る予算(186百万円)を措置した。</p>
	厚生労働省	<p>末端乱用者に対する徹底した取締りとともに、関係機関・団体と協力して「『ダメ、ゼッタイ。』普及運動」等の各種啓発活動の全国展開や薬物乱用防止キャラバンカーによる啓発など、各種広報啓発活動を実施した。</p>
薬物密輸の水際での阻止	警察庁	<p>平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を発出し、薬物の密輸入の実態解明に努め、国内外の関係機関等との連携の下に、水際検挙の徹底を図り、我が国への薬物の供給を遮断することを薬物対策の重点の一つとしている。</p> <p>(再掲)平成16年において、覚せい剤密輸入事犯102件を検挙し、平成16年2月には、海外取締機関からの情報に基づき、中国ルート of 覚せい剤大型密輸事件を検挙し、覚せい剤約100kgを押収するなど、薬物の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進している。</p> <p>平成17年度において、薬物密輸を水際で阻止するため、薬物犯罪対策用装備品の整備等に係る予算(673百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、錠剤型麻薬プロファイリングに関する研究に係る予算(43百万円)を措置した。</p>
	財務省	<p>(再掲)関税局と関係業界団体との間で、密輸防止のための協力強化を目的とした覚書(MOU)を締結しているほか、各税関においても、各地区漁協等との間でMOUを締結し、不審情報の提供を求めている。</p> <p>(再掲)平成16年11月、密輸取締関係省庁による「第26回密輸出入取締対策会議」を主催するとともに、各税関においても関係機関による「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催し、関係機関相互の緊密な連携の強化等を図っている。</p> <p>(再掲)平成17年度において、テロ対策・密輸取締機器整備経費(5,913百万円)を措置した。(第3の1の )</p> <p>(再掲)平成17年度において、その他監視取締関係経費(2,450百万円)を措置した。(第3の1の )</p> <p>(再掲)平成17年度において、密輸ダイヤル等PRの経費(18百万円)を措置した。(第3の1の )</p>
	厚生労働省	<p>関係機関間の情報交換会を密にし、情報の共有及び連携の強化を一層推進するとともに、麻薬・覚せい剤原料物質の輸出入や国内における流通について法令に基づく審査を厳格に行う等横流しの防止に努めた。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	経済産業省	麻薬等原料物質の不正輸出入を防止するため、国内法(麻薬及び向精神薬取締法:厚生労働省所管)で麻薬向精神薬原料と指定されている物質を外為法に基づく輸出入の承認制の対象とし、厳格な審査を実施。
	海上保安庁	(再掲)情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内関係機関との連携を強化するとともに、関係仕出し国の関係機関とも連携を強化している。 (再掲)平成17年度において、薬物銃器の密輸入対策の強化等のための経費(527百万円)を措置した。 (再掲)国外における情報収集活動を強化するため、国際組織犯罪対策基地職員を長期派遣する予定。 (再掲)国際組織犯罪対策基地の捜査体制を強化するため、8名の増員を措置した。 (再掲)入港した外国船舶の立入検査・監視を強化するため部署国際取締官を48名増員した。
薬物対策に関する国際協力の推進	警察庁	「アジア・太平洋薬物取締会議(ADEC)」(平成16年2月、17年2月)、「薬物犯罪個別招へいセミナー」(平成16年3月)、「薬物犯罪対策セミナー」(平成16年10月)を開催するなどして、情報交換、技術移転等薬物対策のための国際協力を推進している。 平成17年度において、薬物対策に関する国際協力を推進するため、アジア・太平洋地域薬物取締り担当実務者会議の開催等に係る予算(33百万円)を措置した。
	金融庁	(再掲)組織的犯罪処罰法(平成12年2月施行)により、金融機関等はマネー・ローンダリングに係る疑わしい取引の届出義務が課されており(疑わしい取引の届出制度)、金融庁は、当該届出情報を一元的に集約し、整理・分析をした上、犯罪捜査等に資すると認められる情報を捜査機関等に提供している。これらの情報は捜査機関等において犯罪捜査等の端緒等として活用されている。 マネー・ローンダリングに対する国際的な監視体制の強化を図るため、外国の機関との情報交換取極の締結交渉を進めるとともに、国際会議等への積極的な参加を通じ、国際機関との連携の強化を図っている。 (再掲)平成17年度において、マネー・ローンダリング対策の強化のため、FIUに関する経費(77百万円)及び定員の増員(1名)を措置した。
	法務省	「麻薬・覚せい剤関係日韓連絡会議」、「ADLOMICO(国際協力のための麻薬対策連絡官会合)」等の各種国際会議への参加を通じ、世界的な薬物乱用問題につき情報を共有するとともに、その協力関係の強化に努めている。

施策名	省庁名	実施状況
	外務省	<p>開発途上国の薬物犯罪取締機関職員に対し、能力向上のための研修を実施してきており、平成17年度も継続して実施。 平成17年度において、国連薬物統制計画基金拠出金(267百万円)を措置した。</p>
	財務省	<p>主としてアジア大洋州地域の開発途上国の税関職員に対し、受け入れ研修を実施し、また、専門家を派遣して、薬物等の密輸取締りに係る情報収集・分析及びリスク判定に関する技術協力を実施した。 (再掲)平成17年度において、職員海外派遣の経費(84百万円)を措置した。(第3の4の )</p>
	厚生労働省	<p>(再掲)国連麻薬委員会(CND)に職員を派遣して各国関係者と情報交換を実施した他、薬物仕出国・密造国に職員を派遣し、関係当局との情報交換を行った。 (再掲)「第2回麻薬・覚せい剤原料の統制に関する国際フォーラム」を開催し、積極的に情報収集を行うとともに、情報ネットワークの構築に向けて意見交換を行った。 (再掲)平成17年度において、外国捜査機関との連携強化のための予算(7百万円)を措置した。</p>
	経済産業省	<p>国連麻薬委員会(CND)、国際麻薬統制委員会(INCB)の行う麻薬等の国際統制、情報収集への協力を実施。 麻薬新条約の発効に伴い、INCBでは同条約が対象とする麻薬等の原料物質に関わる情報収集や評価活動を行っており、これらの活動に協力するため、我が国の麻薬等の原料物質の輸出入動向に関する情報提供を実施。</p>
	海上保安庁	<p>(再掲)情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内関係機関との連携を強化するとともに、関係仕出し国の関係機関とも連携を強化している。 平成16年10月12日から14日まで「薬物海上取締セミナー」を開催し、薬物密輸に対する国境を越えた統一的な海上取締体制の構築を図った。 平成17年度において、薬物取締りに関する国外関係取締機関等との情報交換のための経費(7百万円)を措置した。 (再掲)国外における情報収集活動を強化するため、国際組織犯罪対策基地職員を長期派遣する予定。</p>
治療、社会復帰支援による薬物再乱用の防止等	警察庁	<p>覚せい剤110番等を通じて、薬物乱用に関する相談を受理するなど、薬物の再乱用防止に向けた取組みを推進している。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	<p>覚せい剤等薬物事犯者に対する保護観察処遇の充実強化の一環として、覚せい剤事犯の仮出獄者に対して本人の自発的意思に基づく簡易尿検査を平成16年度から実施している。</p> <p>平成17年度においては、覚せい剤等薬物事犯者に対する保護観察の充実強化のため、保護観察官の増員(7人)及び58百万円を措置した。</p>
	厚生労働省	<p>保健所、精神保健福祉センターで実施されている薬物相談窓口事業に全国から多数の相談を受け付けるとともに、精神保健福祉センターでは、家族教室、個別相談、指導等を実施し、薬物依存・中毒者の社会復帰支援と再乱用防止を継続して推進した。</p>
いわゆる脱法ドラッグ対策の推進	警察庁	<p>広報啓発活動等を通じて、脱法ドラッグの有害性・危険性についての周知徹底を図るとともに、関係機関との情報交換等を行うなど、脱法ドラッグ対策を推進している。</p>
	厚生労働省	<p>インターネット広告監視や製品の買上調査を通じて、いわゆる脱法ドラッグの把握に努め、薬事法違反事例については、関係都道府県による指導取締りの強化を図った。</p> <p>脱法ドラッグのうち、科学的根拠に基づいて依存性、精神毒性等が確認された2成分(5-Meo-DIPT、AMT)を麻薬に指定した。</p> <p>平成17年度において、脱法ドラッグとされている物質のうち、麻薬と同様の有害性を有する物質を速やかに麻薬に指定するための予算(19百万円)を措置した。</p> <p>規制のあり方についての有識者による検討会を開催し、関係法令の改正を視野に検討中である。</p>
水際対策を始めとする銃器事犯捜査等の徹底	警察庁	<p>平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を発出し、国内外の関係機関等との連携を強化し、水際における密輸事犯の摘発や密売・密造事犯の摘発を徹底し、国外からはもとより国内においても銃器の供給を遮断することを銃器対策の重点の一つとしている。</p> <p>平成16年において、暴力団から309丁のけん銃を押収するなど、犯罪組織等による銃器事犯の摘発を推進するとともに、国内外関係機関と情報交換等を行い、銃器密輸・密売組織及びルートの解明、摘発に努めている。</p> <p>平成17年度において、水際対策を始めとする銃器事犯捜査等の徹底を図るため、高解像度衛星画像解析システムの運用等に係る予算(284百万円)を措置した。</p>
	法務省	<p>検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、銃器事犯について厳正に対処している。</p> <p>平成17年度において、銃器犯罪対策の推進を図るため、870百万円を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	(再掲)コンテナ貨物大型X線検査装置をはじめとする各種取締機器を増配備し、監視・取締体制の強化を図るとともに、警察、海上保安庁等関係取締機関との合同船内検査等を実施している。 平成17年度において、捜査用車両整備等の経費(65百万円)を措置した。
	海上保安庁	(再掲)情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内関係機関との連携を強化するとともに、関係仕出し国の関係機関とも連携を強化している。 (再掲)平成17年度において、薬物銃器の密輸入対策の強化等のための経費(527百万円)を措置した。 (再掲)国外における情報収集活動を強化するため、国際組織犯罪対策基地職員を長期派遣する予定。 (再掲)国際組織犯罪対策基地の捜査体制を強化するため、8名の増員を措置した。 (再掲)入港した外国船舶の立入検査・監視を強化するため部署国際取締官を48名増員した。
適正な銃砲・火薬行政の推進	警察庁	銃砲登録照会業務等高度化のため、新システムを導入し、平成17年1月から運用開始した。模様等の特徴からの照会を可能とした新システムによる銃砲登録照会業務の運用を、平成17年1月4日から開始した。 猟銃等所持許可時の厳格な審査、的確な行政処分による不適格者の排除、火薬類取扱場所への立入検査等を推進している。(平成16年中の不許可、不更新処分19人、取消処分55人、123丁。火薬類取扱場所への立入検査は29,873回実施。) 平成17年度において、火薬類関係執務資料等に係る予算(25百万円)を措置した。
銃器対策に関する国民の理解と協力の確保等	内閣府	国民の理解と積極的な協力を得るため、「薬物及び銃器取締強化期間」(5月及び10月)を中心に、政府広報等の各種媒体を活用して重点的な広報を実施している。
	警察庁	猟銃等講習会、一斉検査、関係団体への資料提供等により、猟銃の所持許可者等に対し、関係法令の遵守を徹底している。また、経済産業省と連携し、猟銃等保安対策講習会に担当職員を派遣し、銃器対策に関する啓発に努めている。 銃器犯罪根絶意識の醸成を図るため、民間ボランティア団体等と連携し、市民参加型の「銃器犯罪根絶の集い」(平成16年10月)開催するなど、官民一体となった積極的かつ効果的な広報啓発活動の実施に努めている。 平成17年度において、銃器対策に関する国民の理解と協力の確保等を図るため、銃器シンポジウムの開催等に係る予算(29百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	<p>「許しません、白い粉 通しません、黒い武器」をキャッチフレーズとし、リーフレット等を作成・配付するとともに、警察、海上保安庁との協力の下、街頭キャンペーンを各地で実施し、銃器の水際取締りに対する国民の理解と協力を要請するとともに、税関展の開催、講演等を通じ、銃器等の水際取締りに関する広報を実施した。</p> <p>(再掲)密輸ダイヤル周知CM等を活用することにより、密輸ダイヤル(0120-461-961)を積極的に広報し、密輸入情報の提供を一般国民に対し広く要請している。</p> <p>(再掲)社会悪物品等密輸防止啓発ポスターを作成し、全国の駅舎等に掲示した。</p> <p>(再掲)平成17年度において、密輸ダイヤル等PRの経費(18百万円)を措置した。(第3の1の )</p>
	水産庁	都道府県に対し、銃器犯罪に関する情報提供について、漁業者等への広報・啓発活動を積極的、計画的に行うよう関係会議等を通じ要請を行った。
	経済産業省	<p>銃器対策推進本部「銃器対策推進要綱」(平成7年)に基づき、武器等製造法及び銃砲刀剣類所持等取締法遵守の観点から業界6団体に対し、毎年モデルガン・ソフトエアガンの生産における慎重な対応、販売における慎重な対応、消費者に対する啓発活動の推進等を文書で要請。また、平成16年4月に警察庁の協力も得て業界6団体に対し、法令遵守のための説明会を開催。</p> <p>平成17年度においても、猟銃等の製造・販売事業者を対象とした保安対策等に関する講習会を実施する予定。</p>
	海上保安庁	<p>海の情報提供ボランティア組織「海守」等との連携協力等により、銃器対策に関する、広報・啓発活動を積極的に実施し、国民の理解と協力の確保に努めている。</p> <p>密輸・密航防止に関するリーフレットを作成し、海守会員等に配布した。</p>
銃器対策に関する国際協力の推進	警察庁 外務省 経済産業省	国際組織犯罪防止条約銃器議定書の締結に向けて、関係省庁間における検討、協議を推進している。
	外務省	<p>小型武器専門家会合や国際会議に参加し、制度の確立、各国の取組支援を行った。国連総会に小型武器に関する決議を共同提案国の一つとして提出した。</p> <p>平成17年度において、専門家会合、国際会議への参加旅費(1.6百万円)を措置した。</p>
3 組織的に敢行される各種事犯の対策の推進		

施策名	省庁名	実施状況
消費者保護対策の強化	内閣府	<p>5月の消費者月間に啓発ポスターを作成し、都道府県・政令指定都市、全国の事業者団体、消費者団体に配布した。また、鉄道会社の主要駅へもポスター掲出を実施。</p> <p>架空請求に関する消費者トラブルが増加しているため、関係省庁と連携して、架空請求への注意を呼びかけるポスターやリーフレットを作成し、金融機関や駅、携帯ショップなど多くの場所に幅広く配布・掲示を行うとともに、政府広報を通じた啓発を進めているところである。</p> <p>平成17年度において、消費者問題に対する理解と自覚を促し、5月が消費者月間であること周知するため、消費者月間関連事業費(7百万円)を措置した。</p> <p>架空請求等の被害に遭う年齢層が低年齢化している為、中高生を対象としたポスターを作成し、全国の中学校、高等学校等に配布した。</p> <p>裁判手続を悪用した架空請求について、注意を呼びかけるとともに、対処法について記載したリーフレットを作成し、全国の自治会、町内会等に配布した。</p>
	警察庁	<p>悪質商法に対する取締りを強化するとともに、5月の「消費者月間」に合わせて、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、政府広報、ホームページ等を活用した広報啓発活動を推進し、消費者の防犯意識の啓発を図った。</p> <p>平成16年の資産形成事犯の検挙事件数は10事件、検挙人員は78人、被害人員等は8,934人、被害額等は約393億円であった。検挙事件は、いずれも少しでも多くの利益を得たいという利殖願望につけ込み、「元本保証」、「高配当」等をうたい文句として、多額の出資等をさせる事犯であり、一人当たりの被害額等は約440万円で平成12年以降最多であった。</p> <p>平成17年度において、消費者被害防止対策研究会等に係る予算(25百万円)を措置した。</p>
	経済産業省	<p>近年急増している悪質な訪問販売やマルチ商法等に起因するトラブルに対応するため、行政規制の強化及び民事ルールの整備を内容とする「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案」を平成16年通常国会に提出。同法案は、4月28日に成立し、11月11日に施行されたところ。</p> <p>平成16年12月以降、訪問販売業者や電話勧誘販売業者に対し、指示処分を経ずに業務停止命令を行う等の抜本的な執行強化を図り、平成17年3月31日には、通信販売業者に対して、改正特定商取引法第12条の2(合理的な根拠を示す資料の提出)を初めて適用する等の積極的な取り組みの結果、平成16年度における経済産業省と都道府県の合計の処分件数は、過去最高の40件となった。また、インターネット通信販売等における特定商取引法の表示義務の遵守を確保するための執行を強化。</p> <p>平成17年度において、特定商取引等の適正化及び消費者向け情報提供等の推進に必要な予算541百万円を措置した。</p>
改正貸金業法の厳正・適正な運用	警察庁	<p>都道府県警察に改正貸金業法のマニュアルを作成・配布するなどして、その取締要領等について周知・徹底させ、本改正により強化された罰則を踏まえた厳正な取締りに努めた結果、本年4月末までに、無登録業者の広告禁止違反を22事件、28人、高金利要求罪4事件、6人、及び取立て行為規制違反を5事件17人をそれぞれ検挙している。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	金融庁	登録要件の強化に伴う的確な登録審査の実施など改正貸金業規制法に基づく厳正かつ適切な監督に努めるとともに、ヤミ金融対策法パンフレットの作成・配布、貸金業者への説明会の実施など改正法の周知を行った。 平成17年度予算において、定員の増員(1名)を措置した。
ヤミ金融事犯の徹底した取締り	警察庁	改正貸金業法の施行を受けて、全国の都道府県警察に集中取締本部を設け、専従取締体制を確立して、徹底した取締りを推進した結果、平成16年のヤミ金融事犯の検挙事件数は432事件、検挙人員は919人といずれも統計を開始した平成2年以降最多であった平成15年に次ぐ検挙事件数等となった。 平成17年度において、ヤミ金融事犯に対する機動的かつ効率的な捜査を推進するため予算(3百万円)を措置した。
ヤミ金融被害対策の推進	警察庁 金融庁	「ヤミ金融等被害対策会議」を全国に設置し、情報の共有等、関係当局・団体間の連携強化を図るとともに、金融庁、警察庁連名で広告掲載関係団体に対し、無登録業者や携帯電話番号を用いた広告禁止について要請を行った。また、ヤミ金融等に関する預金口座不正利用に係る情報は金融機関へ速やかに提供しており、当該金融機関において口座凍結等の措置が講じられている。
模倣品・海賊版対策の推進	内閣官房	平成17年6月10日の知的財産戦略本部会合において、模倣品・海賊版の輸出・通過の禁止や犯罪収益の没収を核とする模倣品・海賊版拡散防止条約の提唱、インターネットオークションを通じた模倣品・海賊版の売買による被害の防止策等、模倣品・海賊版対策として約50項目を盛り込んだ「知的財産推進計画2005」を決定した。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>平成16年7月、不正商品対策協議会が制作した不正商品撲滅の広報啓発ポスターに協賛した。</p> <p>不正商品対策協議会と連携した知的財産の保護及び不正商品の排除を目的として、「第16回全国生涯学習フェスティバルまなびピア愛媛2004」の開催に協力した。</p> <p>アジア諸国等のエンフォースメント担当職員に対する各種セミナーに講師として参加した。</p> <p>平成16年7月、日韓ICPO実務担当者会議に出席し、韓国捜査当局と知的財産権取締り等に関する情報交換を行うなど二国間の連携の強化を推進した。</p> <p>平成16年11月、日本において中国公安部幹部との協議を行い、知的財産権侵害事犯取締りに関する情報交換を行うなど二国間の連携を強化した。</p> <p>平成16年中の知的財産権侵害事犯の検挙事件数は359事件、検挙人員は644人で、平成2年の統計開始以降最多であった。</p> <p>平成17年度において、知的財産権侵害事犯対策を強化するため警察庁生活安全局に知的財産権保護対策官を設置した。</p> <p>平成17年3月、不正商品対策協議会が主催する知的財産の保護及び不正商品の排除を目的とした「アジア知的財産権シンポジウム2005」を後援した。</p> <p>平成17年5月、不正商品対策協議会が主催する知的財産の保護及び不正商品の排除を目的とした「平成17年度不正商品防止キャンペーン ほんと？ホント！フェアin仙台」を後援した。</p> <p>平成17年度において、知的財産権侵害事犯捜査幹部個別招へい会議等に係る予算(2百万円)を措置した。</p> <p>(再掲)平成17年度において、関税法外為法違反捜査執務資料に係る予算(2百万円)を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	<p>平成17年関税改正において、次の内容を盛り込んだ「関税定率法等の一部を改正する法律案」を第162回通常国会に提出し、平成17年3月成立した。(3月31日公布)</p> <p>権利者が一定要件の下、分解を含む見本検査をすることができる制度の導入(本年4月施行)</p> <p>不正競争防止法で輸入が規制されている形態模倣品等を輸入禁制品に追加するとともに、輸入差止申立て制度や、税関が必要に応じ経済産業大臣へ意見照会ができる制度の導入(平成18年3月施行)</p> <p>育成者権侵害の該否の認定に際し、税関が必要に応じ農林水産大臣に意見照会ができる制度の導入(本年4月施行)</p> <p>その他、警察との「模倣品・海賊版対策情報連絡会議」の開催、二国間援助技術協力受入研修の実施など、知的財産推進計画の内容を着実に実施している。</p> <p>税関ホームページに税関の知的財産侵害物品取締りに関するサイト(認定手続や申立手続等を案内)を作成し掲載している。</p> <p>空港等での知的財産侵害物品の輸入の注意を呼びかける啓発ビデオの上映やパンフレットの配布や街頭キャンペーンの実施のほか、ポスターを作成し、全国の駅舎等に掲示した。</p> <p>財務省税関研修所において、専門事務研修「知的財産権コース」を実施している。</p> <p>「知的財産推進計画2005」を踏まえ、必要に応じ、制度改善の検討を行う。</p> <p>平成17年度において、外部専門家を活用した侵害認定経費や税関職員の能力向上を図るための知的財産権担当職員研修外部委託経費、知的財産権侵害物品持込防止PRポスター作製経費など知的財産権侵害物品取締対策経費(179百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、アジア諸国税関の能力構築のため、知的財産権侵害物品取締等に関する二国間援助経費(16百万円)を措置した。</p>
	外務省 財務省	<p>知的財産権の水際取締りに関する各国との協調が重要であることから、知的財産権侵害物品に係る情報交換に資する規定を盛り込んだ二国間税関相互支援協定の締結に努めている。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	文部科学省	<p>平成17年度において、二国間協議による侵害発生国への取締強化の要請、途上国対象の研修事業等の実施、権利者向けの手引書の作成及びセミナーの実施など、我が国の企業の諸外国での権利執行の支援、アジア地域の一般国民を対象とした著作権保護意識の向上のための著作権教材の開発、官民合同ミッションの派遣など、官民の連携の強化等を実施するため、「海賊版対策事業費」47百万円を措置した。</p> <p>平成17年度において、世界知的所有権機関(WIPO)の要請により、主としてアジア地域諸国を対象とした著作権法制度の整備、集中管理団体の育成、著作権のエンフォースメントの充実のため、国際シンポジウム、研修等の開催等を実施するため、「アジア地域著作権制度普及促進事業費」52百万円を措置した。</p>
	経済産業省	<p>中国商務部等との政府間定期協議や官民合同での訪中ミッションの派遣などを通じて、中国政府に対し模倣品・海賊版対策の強化を要請。また、JETRO等を活用し、現地取締機関職員を対象とするセミナーの開催等の人材育成支援事業を行うとともに、日本国内の消費者を対象とした啓発活動を実施。</p> <p>平成16年8月末、知的財産推進計画2004に基づき、経済産業省内に政府模倣品・海賊版対策総合窓口を設置し、平成17年5月末までに122件の相談を受理した。国内においては警察と連携して対応しているものもある。</p> <p>平成17年度において、模倣品・海賊版対策として、アジアを中心とした各国における知的財産関連行政庁等関係者の人材育成支援、海外におけるわが国企業の模倣品被害実態調査・分析の実施等に必要となる予算1,250百万円を確保。</p>
不法投棄の撲滅と環境犯罪の取締りの強化	警察庁	<p>改正廃棄物処理法・地方税法を活用した強力な取締りを推進している。</p> <p>平成16年の廃棄物事犯の検挙事件数は3,166事件、検挙人員は4,684人であり、それぞれ統計開始(平成2年)以降最多であった。</p> <p>平成17年度において、公害関係事件捜査等に係る予算(581百万円)を措置した。</p>
	海上保安庁	<p>関係機関等と連携しつつ、一斉取締りの実施等により、廃棄物不法投棄事犯等の海上環境事犯の取締りを強化。併せて情報収集・分析能力の強化、監視体制の検討を行うとともに、より効果的な証拠保全のための現場鑑識の実施方法について検討を実施している。</p> <p>平成17年度において、環境犯罪取締り等の強化のための経費(209百万円)を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	環境省	<p>平成17年度において、全国9カ所の地方環境対策調査官事務所を中心にブロック内関係機関とのネットワークを構築し、不法投棄の撲滅と環境犯罪の取締り強化を図るため、産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業(20百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、産業廃棄物の不適正処理事案への迅速な対応を図るとともに、廃棄物処理システムの透明性を向上させるため、電子マニフェスト普及促進事業費(180百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、産業廃棄物処理業の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、産業廃棄物処理業優良化推進事業費(52百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、大規模不法投棄の撲滅のため、3人の大規模不法投棄対策専門官を配置した。</p> <p>廃棄物の無確認輸出や無許可営業、マニフェスト制度違反に対する罰則強化等を盛り込んだ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」を第162回通常国会に提出し、平成17年5月11日に成立した。</p> <p>不法投棄現場等への緊急時の立入検査など法令上の権限を機動的に行使するため、平成17年10月から、現行の地方環境対策調査官事務所と自然保護事務所を統合整理した地方環境事務所が発足する予定。</p>
	警察庁 環境省	産業廃棄物処理業からの暴力団排除を徹底するため、産業廃棄物処理業暴力団対策連絡協議会を開き、暴力団対策の強化を図っている。
	警察庁 環境省 海上保安庁	環境犯罪の取締りを強化するため、環境犯罪対策連絡会議等を開催する等、関係省庁間の連携を図っている。
	環境省 総務省 警察庁 経済産業省	硫酸ピッチの不法投棄を撲滅するため、硫酸ピッチ不法投棄事案関係省庁会議を開催する等、関係省庁間の連携を図っている。
不正軽油の撲滅	警察庁	<p>(再掲)改正廃棄物処理法・地方税法を活用した強力な取締りを推進している。</p> <p>平成16年の硫酸ピッチの不法投棄事犯の検挙事件は21事件(ドラム缶約21,000本を回収)、検挙法人は27法人、検挙人員は171人であり、それぞれ統計開始(平成10年)以降最多であった。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	総務省	平成16年度税制改正において、脱税犯の罰金刑の引上げ、製造承認義務違反の罰則の引上げ、不正軽油等譲受罪の創設、不正受還付罪の創設、法人重科等といった脱税対策の強化を中心とした改正を行ったことに続き(平成16年6月1日施行)、平成17年度税制改正において、夜間に犯則事件の強制調査を行うことができる税目に軽油引取税を追加するなどの改正を行った(平成17年4月1日施行)。 不正軽油対策協議会等については、全47都道府県において設置済である。
	環境省	不法投棄又は不法焼却を目的とする廃棄物の収集運搬を行った者に対する罰則の創設等を盛り込んだ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」を第159回通常国会に提出し、平成16年4月21日に成立した。
	環境省 総務省 警察庁 経済産業省	(再掲)硫酸ピッチの不法投棄を撲滅するため、硫酸ピッチ不法投棄事案関係省庁会議を開催する等、関係省庁間の連携を図っている。
密漁事犯の根絶	内閣府	平成17年度において、沖縄総合事務局所管の排他的水域内の漁業の指導・取締体制の強化のため、上席漁業監督指導官1人の増員を措置した。
	警察庁	平成16年9月、平成16年度第1回密猟防止等推進委員会に参加し、密漁事犯の実態、防止対策等について情報交換を行い、関係団体との連携強化を図った。
	水産庁	平成17年度予算において、我が国200海里内の漁業の指導・取締強化のため、我が国200海里内の指導監督及び取締費として8,844百万円、漁業監督指導官8人の増員を措置した。
	海上保安庁	関係機関等と連携しつつ、悪質な密漁事犯の取締りを強化。特に暴力団や外国人等による密漁事犯を重点対象として取締りを強化。併せて情報収集・分析能力の強化、監視体制の検討、捕捉能力の向上等に向けた検討を行うとともに、より効果的な証拠保全のための現場鑑識の実施方法について検討を実施している。 平成17年度において、密漁事犯取締りの強化のための経費(131百万円)を措置した。
4 サイバー犯罪対策の推進		

施策名	省庁名	実施状況
情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発	内閣官房	平成17年3月、内閣官房が主催する「重要インフラ対策に関するワークショップ」を開催。
	警察庁	警察庁セキュリティポータルサイトを通じて、コンピュータ・ウイルス等に関する情報を迅速に提供するとともに、国民個々のレベルに合わせたセキュリティ講座等のコンテンツの充実を図った。 国民の情報セキュリティに対する知識の向上及び対策の普及啓発のため、アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査を実施しているほか、ホームページを随時更新し、情報セキュリティに関する情報提供を行っている。 フィッシングの早期把握と被害防止の徹底を図るため、全都道府県警察に「フィッシング110番」を設置した。 平成17年度において、情報セキュリティに関する広報啓発等に係る予算(137百万円)を措置した。
	総務省	平成17年度において、国民一般の情報セキュリティに関する知識の普及啓発を目的とした「国民のための情報セキュリティサイト」の運営等のため、6百万円予算措置した。
	経済産業省	社会全体のセキュリティレベルを向上しリスクを低減するため、情報処理推進機構(IPA)等を通じ、不正アクセス対策等についての普及啓発活動を実施した。また、一般ユーザを対象としてNPO日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA)や警察庁、各地の共催者の協力もと、全国で「インターネット安全教室」を開催した。 平成17年度においては、情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発等に必要となる予算として、コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備事業を措置した。(1,282百万円)
インターネット上の防犯技術の開発・普及	警察庁	インターネット上の防犯技術の開発・普及のため、防犯設備に係る民間事業者等と情報セキュリティに関する情報交換等を推進している。
	総務省	平成17年度において、サイバー攻撃の予防や不正アクセスやなりすまし等を防ぎ、利用者が安心して安全にネットワークを利用することのできる環境を実現する技術の研究開発を実施するため、次の施策について予算措置した。 ・ネットワークセキュリティ基盤技術の推進(3060百万円) ・高度ネットワーク認証基盤技術に関する研究開発(660百万円) ・タイムスタンプ・プラットフォーム技術の研究開発(100百万円)

施策名	省庁名	実施状況
	経済産業省	ネットワーク上の異常発生を早急に検知するため、民間事業者等の協力のもと、定点観測システムを用いてネットワーク・トラフィック状況をリアルタイムで観測・監視しているところ。 平成17年度においては、インターネット上の防犯技術の開発・普及等に必要となる予算として、コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備事業を措置した。(1,282百万円)
情報通信ネットワーク等の安全性及び信頼性の確保	内閣官房	平成16年12月、「情報セキュリティ問題に取り組む政府の役割・機能の見直しについて」をIT戦略本部決定し、これに基づき「情報セキュリティ政策会議」及び「内閣官房情報セキュリティセンター」を設置した。
	総務省	(再掲)平成17年度において、サイバー攻撃の予防や不正アクセスやなりすまし等を防ぎ、利用者が安心して安全にネットワークを利用することのできる環境を実現する技術の研究開発を実施するため、次の施策について予算措置した。 ・ネットワークセキュリティ基盤技術の推進(3060百万円) ・高度ネットワーク認証基盤技術に関する研究開発(660百万円) ・タイムスタンプ・プラットフォーム技術の研究開発(100百万円)
	経済産業省	ソフトウェア等の脆弱性関連情報の発見、報告、対策、公表といった取扱いにおいて、発見者やソフトウェア製品開発者等の関係者がとるべき行動を推奨するルール・枠組みを整備し、2004年7月から本スキームの試験運用を開始したところ。 平成17年度においては、情報通信ネットワーク等の安全性及び信頼性の確保等に必要となる予算として、コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備事業に係る予算を措置した。(1,282百万円)
重要インフラを標的としたサイバー攻撃への的確な対応	内閣官房	平成17年4月、情報セキュリティ専門調査会情報セキュリティ基本問題委員会において検討された「重要インフラにおける情報セキュリティ対策のあり方について」を課題とした「第2次提言」を発表。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	<p>サイバー攻撃に係る情報の収集・分析に係る体制を強化するための各種資機材の整備等及びサイバーテロ対策に従事する警察職員に対する技能向上のための教育等を実施した。</p> <p>都道府県警察及びサイバーフォース(機動的技術部隊)が各重要インフラ事業者等を訪問し、システム管理者に対する指導・助言、ペネトレーションテスト及び技術情報の提供等を実施した。</p> <p>行政機関及び産業界等に対し、警察庁で実施している「不正アクセス行為対策等の実態調査」等を活用し、ネットワーク上の脅威及び情報セキュリティ対策の実態を示すとともに、警察が取り組む情報セキュリティ対策を紹介し、官民の連携の必要性について広報啓発を行う講習会の開催等を推進している。</p> <p>平成17年度において、サイバーテロ対策強化のため、サイバーテロ対策要員の能力向上専科(応用コース)の実施に関する経費(8百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、サイバーフォース活動及びサイバーテロの情報収集・分析に係る資機材等体制の強化のため、サイバーフォースの設置等に係る予算(574百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、サイバー攻撃に関する情報交換のため、FIRST加入に係る予算(外国旅費を含む)(2百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、各種資機材の整備のため、ハイテク犯罪・サイバーテロ対策用資機材の更新に係る予算(23百万円)を措置した。</p>
	総務省	<p>通信業界における情報セキュリティ侵害事案の情報の収集、分析及び共有を目的として、平成14年7月に電気通信事業者が中心となって設立されたTelecom-ISAC Japanを中核とした国際連携・協力体制の確立を支援。平成16年5月には、第2回Telecom - ISAC Japan 情報セキュリティセミナーを開催し、韓国・オーストラリア・シンガポールのセキュリティ機関との意見交換を実施。</p>
	経済産業省	<p>電力分野における情報セキュリティ対策について、電力事業者及び関係機関との協力・連携のもと、情報セキュリティに関する最新技術に基づくサイバーテロ演習を実施中。</p> <p>平成17年度において、重要インフラを標的としたサイバー攻撃への的確な対応を行うために必要となる予算として、電力分野における情報セキュリティ対策促進事業に係る予算を措置した。(300百万円)</p>

施策名	省庁名	実施状況
サイバー犯罪の徹底検挙と捜査の高度化	警察庁	<p>平成16年度より、生活安全局に情報技術犯罪対策課を設置し、サイバー犯罪に関する情報の収集、分析や都道府県警察における捜査の指導体制の充実強化を図った。</p> <p>サイバー犯罪捜査に係る各種資機材の整備、技能向上のための警察職員に対する教育及び海外法執行機関との連携を通じたサイバー犯罪に係る技術対策の強化を実施した。</p> <p>平成17年度において、都道府県警察におけるサイバー犯罪捜査を技術的に支援する全国的な体制を整備するため、都道府県(方面)情報通信部の組織改編に係る予算(160百万円)を措置した。</p> <p>平成16年度において、捜査活動用資機材として、都道府県警察におけるマルチメディア対応資機材等を整備した。</p> <p>平成17年度において、サイバー犯罪捜査の高度化等に係る予算(156百万円)を措置した。</p> <p>(再掲)平成17年度において、海外法執行機関との連携のため、FIRST加入に係る予算(外国旅費を含む)(2百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、サイバー犯罪捜査に係る資機材整備のため、サイバー犯罪対策用資機材等に係る予算(12百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、サイバー犯罪捜査に係る資機材整備のため、不正アクセス手法検証システムの更新に係る予算(31百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、海外法執行機関との連携のため、24時間コンタクトポイントシステムの改修に伴う経費に係る予算(26百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、情報技術解析能力強化のための増員(51名)を措置した。</p> <p>平成17年度において、電磁的記録の解析強化のための増員(3名)を措置した。</p>
	法務省	<p>検察当局において、この種犯罪への検察官等の知識教養の習得向上に努め(本年7月、検事約20名に「情報システム専門研修」予定。)、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等関係罰則の厳正な運用に努めている。</p> <p>平成17年度において、サイバー犯罪対策の推進を図るため、1百万円を措置した。</p>
サイバー犯罪条約の早期締結及び関連刑事法の整備	総務省	<p>サイバー犯罪に関する条約を担保するため、第159回国会に違法な傍受に関する罰則の制定等を内容とする「電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案」を平成16年5月に提出した。(平成16年5月12日成立、同年5月19日公布、同年6月7日一部施行)</p>
	外務省	<p>平成16年4月、サイバー犯罪に関する条約の締結につき国会の承認を得た。</p>
	警察庁 総務省 法務省 外務省 経済産業省	<p>第159回国会において、「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、継続審議中である。</p>

施策名	省庁名	実施状況
<b>第5 治安回復のための基盤整備</b>		
地方警察官等の増員	警察庁	深刻化する治安情勢に的確に対応するため、警察力の更なる充実強化を目指した地方警察官等の増員を図っており、平成17年度においては、地方警察官の増員(3,500人)及び警察庁職員等の増員措置した。 平成17年度において、地方警察官及び警察庁職員等の増員に係る予算(479百万円)を措置した。
検察官等、税関職員、海上保安官等、麻薬取締官の増員	法務省	平成17年度において、検察庁職員の増員(185人)を措置した。 平成17年度において、検察庁職員の増員に係る予算(343百万円)を措置した。
	財務省	平成17年度において、水際における治安対策の強化を図るため、195人の新規増員を措置した。
	厚生労働省	(再掲)インターネットを利用した薬物密売事犯対策として、対策チームを設置するとともに、平成17年度において麻薬取締官14人の新規増員を措置した。
	国土交通省	(再掲)平成17年度において、港湾保安体制の整備・強化のため港湾保安調査官等の増員(30人)を措置した。
	海上保安庁	海洋権益保護・領海警備体制の強化、重要港湾等対テロ・危機管理体制の強化、外国船舶の監視・取締体制等の強化を重点的事項とし、現場要員を中心に合わせて121人の増員を措置した。
出入国管理に係る体制・施設・装備等の充実強化(再掲)	法務省	(再掲)平成17年度において、出入国審査の一層の厳格化、不法入国者・不法滞在者の大幅な縮減等を図るため、入国管理官署職員の増員(174人)及び、37,757百万円を措置した。 (再掲)平成17年2月、名古屋入国管理局中部空港支局に偽変造文書対策室を設置した。
	外務省	(再掲)平成17年度において、査証審査の強化のため、査証官の増員(9人)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
迅速・的確な犯罪捜査への協力の確保	警察庁	<p>携帯電話やIP電話が犯罪に使用されたときに、捜査への的確な協力を得られるよう、関係事業者に対し必要な働きかけを継続的に行っている。</p> <p>犯罪捜査への国民の協力を確保するため、各種広報媒体を通じ、事件発生時の速やかな通報、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報提供等を広く国民に呼びかけているほか、犯罪捜査への国民の協力を確保するため、必要に応じ、指名手配被疑者の写真を掲載したポスターを掲示している。</p>
	総務省	<p>捜査に必要不可欠な情報がより迅速・的確に収集できるよう、総務省では、携帯電話において特に問題があると思われるプリペイド式携帯電話の販売時における本人確認の徹底について携帯電話事業者各社に対し要請を行い、携帯電話事業者各社においては、平成16年12月までに、代理店店頭における本人確認実施後すぐに使える方式から、事業者において契約者情報を確認後に使用を可能とする方式に切り替えた。</p> <p>(再掲)平成17年4月に、犯罪に利用されることのない匿名の携帯電話を排除するため、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」(平成17年法律第31号)が成立した。この法律においては携帯電話・PHS事業者に対して契約締結時・譲渡時の本人確認義務を課すとともに、契約締結時等において虚偽の氏名、住居等を申告する行為、携帯電話・PHS事業者の承諾なく業として有償で携帯電話・PHSを他人に譲渡する行為、借り主の氏名、連絡先等を確認しないで携帯電話・PHSを業として有償で貸与する行為等を処罰の対象としている。今後、同法の主務官庁として、周知活動を行うとともに、適切な運用に努めていく。</p>
	法務省	<p>検察官等において、捜査や刑事裁判について国民に対する啓発に努めており、犯罪捜査への協力を求めている。</p>
	海上保安庁	<p>捜査関係事項照会関連の情報を収集し、迅速かつ効率的に取締りが実施できるよう努め、関係機関と連携を強化している。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁 法務省 総務省 厚生労働省	警察庁、法務省において総務省、社会保険庁と協議し、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会には回答義務があることを前提にして、総務省とは、回答しても地方税法上の守秘義務違反には当たらないこと、社会保険庁とは、個人情報の観点からも提供が可能であることを確認。本年1月には、社会保険庁から全国の社会保険事務局長あてに、3月には総務省から地方団体あてにそれぞれ所要の通知がなされた。 警察庁、法務省が協力・連携し、捜査関係事項照会の実情について実態把握を進め、その結果を踏まえ、関係省庁とともに具体的な対応を検討している。
組織犯罪等の取締りのための関係機関の連携強化	法務省	検察当局において、検察・警察間で派遣研修を行ったり、関係諸機関と情報・意見交換を密に行うなどして、関係諸機関との連携の強化を図っている。
	財務省	(再掲)平成16年11月、密輸取締関係省庁による「第26回密輸出入取締対策会議」を主催するとともに、各税関においても関係機関による「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催し、関係機関相互の緊密な連携の強化等を図っている。
	海上保安庁	国内関係機関と相互に国際犯罪組織等に関する情報を交換する等、一層の連携の強化を図っている。
	警察庁 法務省 財務省	(再掲)入国管理の厳格化及び国際犯罪等に係る捜査・調査の効率化を図るため、事前旅客情報システムの運用を平成17年1月から開始した。 (再掲)平成17年度において、事前旅客情報システム保守委託に係る経費(3省庁分担金)(4百万円)を措置した。(警察庁) (再掲)平成17年度において、事前旅客情報システム運営のため、96百万円を措置した。(法務省) (再掲)平成17年度において、事前旅客情報システム等整備運営の経費(149百万円)を措置した。(財務省)

施策名	省庁名	実施状況
先進的な捜査技術の確立	警察庁	<p>防犯ビデオ等に撮影された犯人の二次元顔画像と、被疑者から取得した三次元画像をスーパーインポーズにより異同識別する三次元顔画像識別システムを、平成16年度までに4府県に拠点整備した。</p> <p>犯罪現場等に残された資料に係るDNA型データベースを構築し、平成16年12月から運用を開始した。また、DNA型鑑定の結果から得られた被疑者に係るDNA型情報についても、「DNAデータベースに関する有識者会議」における検討結果を踏まえ、17年8月までにデータベースを構築し、その運用を開始する予定。</p> <p>平成17年度において、鑑定効率化を図り、増加する鑑定依頼に対応するため、鑑定器材の増強(764百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、DNA型情報の犯罪捜査への積極的活用を図るための調査・研究を行うための予算(5百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、科学捜査に関する研究・実験及びこれらを応用する鑑定・検査により、先進的な捜査技術、犯罪及び少年の非行防止手法を確立するための予算(1,168百万円)を措置した。</p>
	海上保安庁	<p>過去の犯罪捜査関連情報を整理・分析し、事件捜査等への効果的な活用を推進するとともに、犯罪捜査をより効率的に遂行するための先進的な情報技術の活用方策について検討を実施している。</p> <p>平成17年度において、犯罪者に関する情報分析の推進のための経費(18百万円)を措置した。</p>
	警察庁 法務省	DNA型鑑定結果の捜査への活用に向け、現状を踏まえ、意見交換を実施している。
産学官の技術力を結集した競争的資金等による研究開発の推進	文部科学省	<p>平成16年度において、科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムの対象課題の一つである「犯罪・テロ防止に資する先端科学技術研究(認証・センサー技術等)」において、「違法薬物・危険物質の非開被探知装置の開発」を採択し、研究開発を実施。</p> <p>平成17年度においては、上記開発を継続すると共に、同じ課題において、「水中セキュリティソーナーシステムの開発」、「テロ対策のための爆発物検出・処理統合システムの開発」、「犯罪、行動異常、犯罪被害等の現象、原因と、治療、予防の研究」を採択。</p>

施策名	省庁名	実施状況
留置施設の過剰収容の解消と留置管理業務の効率化	警察庁	<p>留置場の整備に関しては、警察署の新築等に伴う留置場の整備、単独留置場の建設等を推進しており、平成16年度においては単独留置場3場の建設を含む留置場の整備により約560人分の収容力が増加する予定であり、また、現時点における計画で、平成17年度以降約710人分の収容力が増強される予定。</p> <p>集中護送制度に関しては、平成15年4月においては21都道府県が実施していたところ、平成16年10月においては29都道府県が実施しており、また、6県で導入又は拡大を予定しているところである。</p> <p>平成17年度において、単独留置場の建設に係る予算(530百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、集中護送車両の整備のため、大型・中型護送車両に係る予算(131百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、適正かつ効率的な留置管理業務の運営を推進するために必要な研究の実施に係る予算(1百万円)を措置した。</p>
	法務省	<p>平成17年度において、都道府県警察から拡充要請のあった地方検察庁の同行室整備のため、62百万円を措置した。</p>
刑務所等矯正施設の過剰収容の解消と矯正処遇の強化	法務省	<p>平成17年度において、刑務所等の保安警備・処遇体制の強化等、少年院の教育処遇体制等及び少年鑑別所の観護処遇体制充実強化のため矯正職員の増員(刑務所534人、少年院18人、少年鑑別所11人)を措置したほか、刑務所等矯正施設の収容能力拡充のための施設整備及び矯正機能の充実を図るため、231,723百万円を措置した。</p>
更生保護制度の充実強化	法務省	<p>平成17年度において、仮釈放審理の強化及び社会内処遇機能の強化のため保護観察官の増員(地方更生保護委員会9人、保護観察所7人)及び19,430百万円を措置した。</p>
治安関係施設等の整備	警察庁	<p>老朽・狭隘化の著しい警察官待機宿舎の建替え整備や警察官待機宿舎が不足している治安要衝地域における新築整備を行い、集団警察力の確保による有事即応体制の確立を図っている。</p> <p>悪質・巧妙化、組織化が進展する各種犯罪に迅速かつ的確に対応するため、平成17年度において、車両、船舶等、その他各種資機材の整備等に係る予算(11,078百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、警察本部庁舎、警察署庁舎、警察官待機宿舎の整備を図るための予算(3,488百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、第一線警察における科学捜査力の強化等のため、鑑識資機材の整備等に係る予算(2,220百万円)を措置した。</p> <p>平成17年度において、警察通信システムの更新及びセキュリティの強化のため、警察移动通信システムの整備等に係る予算(45,505百万円)を措置した。</p>

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	平成17年度において、検察庁庁舎等の整備を図るため、3,241百万円を措置した。
	海上保安庁	尖閣諸島周辺海域における主権及び排他的経済水域等における我が国の海洋権益を保全するための監視警戒体制を強化する。またテロ、不審船等に的確に対処するための監視能力、対処能力及び情報収集・分析能力を強化する。 平成17年度において、海上における治安対策の強化のための経費(16,296百万円)を措置した。
	消防庁	平成17年度において、放射性物質・生物剤・化学剤(NBC)テロ災害等に備え、緊急消防援助隊の特殊災害対応部隊の充実強化を図るとともに、消防広域応援体制を整備促進するため、消防庁ヘリコプター、特殊災害対応部隊の資機材整備に要する経費(平成16年度補正600百万円、平成17年度548百万円)を措置した。 平成17年度において、NBCテロ災害が発生した際の現場における救助活動を支援するため、要救助者の有無、有毒物質の検知等を行う消防・防災ロボットの研究開発に要する経費(105百万円)を措置した。 平成17年度において、NBCテロ等に対する迅速な救助活動等を実施する消防の対応力を強化するため、テロ対策専門官等15人の増員を措置した。
充実・迅速な公判審理の実現	法務省	平成17年9月、公判担当検事協議会で充実・迅速な公判審理実現につき協議予定である。裁判員法、刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に向け、最高検、法務省刑事局にプロジェクトチームを設置するとともに、検察当局において、集中的審理の実現に努めている。 平成17年度において、充実・迅速な公判審理の実現を図るため、508百万円を措置した。
凶悪犯罪等に関する罰則整備	法務省	凶悪犯罪の法定刑の引上げ、有期刑の上限の引上げを含む「刑法等の一部を改正する法律案」を第161回臨時国会に提出し、平成16年12月成立した(12月8日公布)。

施策名	省庁名	実施状況
犯罪の発生原因の総合的分析の推進	警察庁	<p>先進諸国の例を調査しつつ、犯罪に関する行動科学的な統計分析や地理分析を行うとともに、これらの分析に利用できるプロファイリングシステムの試作やその評価等の研究を行っている。</p> <p>平成16年度より生活安全局生活安全企画課に犯罪抑止対策室を設置し、犯罪の発生の抑止に必要な情報の収集、分析及び提供等を行っている。</p> <p>平成17年度において、罪種・犯罪別発生原因に関する調査研究に要する経費(15百万円)を措置した。</p> <p>犯罪情報地理分析システム(GIS)について、平成17年3月までに、3県(群馬、三重、福岡)で行われた試験的実施の結果を踏まえ、全国整備に向けて必要な検討を行っているところ。</p> <p>平成17年度において、各種法科学試料から迅速DNA精製処理システムの開発及びDNA型大量迅速検出システムの実用化を図ることを目標とした各種研究に係る予算(30百万円)を措置した。</p>